

## むつ市議会第202回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成21年12月11日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 8番 浅利 竹二郎 議員
- (2) 1番 澤藤 一雄 議員
- (3) 17番 白井 二郎 議員
- (4) 4番 工藤 孝夫 議員
- (5) 5番 横垣 成年 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	澤	藤	一	雄	2番	新	谷	泰	造
3番	目	時	睦	男	4番	工	藤	孝	夫
5番	横	垣	成	年	6番	新	谷		功
7番	野	呂	泰	喜	8番	浅	利	竹	二郎
9番	川	端	一	義	10番	鎌	田	ち	よ子
11番	中	村	正	志	12番	富	岡		修
14番	菊	池	広	志	15番	半	田	義	秋
16番	千	賀	武	由	17番	白	井	二	郎
18番	山	本	留	義	19番	岡	崎	健	吾
20番	馬	場	重	利	23番	高	田	正	俊
24番	村	川	壽	司	25番	富	岡	幸	夫
26番	斉	藤	孝	昭	27番	村	中	徹	也

欠席議員（3人）

13番	佐々木	隆	徳	21番	山	崎	隆	一
22番	川	端	澄					

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	野	戸	谷	秀	樹
教員 委員 会長	山	本	文	三	教育長	牧	野	正	藏	
公営 企業 管理者	遠	藤	雪	夫	代 監 査 委 員	小	川	照	久	
選挙 管理 委員長	佐々木	鉄	郎		農 委 会 員 会 長	立	花	順	一	
総務部長	新	谷	加	水	総 理 防 調 整 部 事 災 監	岩	崎	金	藏	
総務 部 務 監	對	馬	映	子	会 管 総 理 出 納 室 長	工	藤	正	明	
企画部長	阿	部		昇	企 画 部 事	近	原	芳	栄	
民生部長	齋	藤	秀	人	保 健 福 祉 長	鴨	澤	信	幸	
経済部長	櫛	引	恒	久	建 設 部 長	太	田	信	輝	

選挙管理委員会 事務局長	大 芦 清 重	委員長	齋 藤 純
教育部長	佐 藤 節 雄	育会局長	高 田 文 明
公企業局 舎長	佐 藤 純 一	庁舎長	河 野 健 二
大畑庁舎長	柳 谷 正 尚	野舎所長	片 山 元
総務課 部長	松 尾 秀 一	務理課	赤 田 比 等 史
企次 部長	宮 川 淳 一	企財調 整	下 山 益 雄
企副企 部長	伊 藤 道 郎	経副商課 工	中 嶋 達 朗
建副土 部長	布 施 恒 夫	建副下課 設理水	齊 藤 鐘 司
農委事務局長	吉 田 薫	教委事務副総 務課	安 藤 哲 雄
大畑庁舎 副市長	工 藤 保	総行課 政経	花 山 俊 春
総務課 部長	工 藤 初 男	企財 政課	石 野 了
保福介課 部長	岩 崎 若 男	経農課 済水	室 館 利 光
建都課 部長	杉 山 重 行	教委事務 市久課	猪 口 和 則
川産課 部長	山 下 謙 一	建土総 括	二 本 柳 茂
総務課 主任	吉 田 真	務理課 主任	澁 田 剛

総務部  
総務課  
主任

栗橋恒平

事務局職員出席者

事務局長  
総括主幹  
主事

工藤昌志  
柳田諭  
井戸向秀明

次長 澤谷松夫  
主査 石田隆司

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

昨日本会議終了後の議会運営委員会において、12月16日に議員提出議案1件を上程することが決定しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

## ◎発言の申し出

○議長（村中徹也） この際、澤藤一雄議員より発言の申し出がありますので、これを許可します。

1番澤藤一雄議員。

（1番 澤藤一雄議員登壇）

○1番（澤藤一雄） おはようございます。議長には、本日発言の機会を与您にいただきましてありがとうございます。

私は、12月7日に行われた議案第103号に対する質疑の中で、予防接種によると見られる死亡者が発生したようです云々ということで、事実確認をしないまま不適切な発言をいたしました。市長並びに市民の皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

議長におかれましては、この部分の取り消しと会議録からの削除をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の発言を終わります。

## ◎発言の取り消し

○議長（村中徹也） ただいま澤藤一雄議員から、12月7日に行われました議案第103号に対する質疑の中での発言の一部に不適切な表現があったので、取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。澤藤一雄議員からの発言の取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、澤藤一雄議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 次は、日程第1 一般質問を行います。

本日は、浅利竹二郎議員、澤藤一雄議員、白井二郎議員、工藤孝夫議員、横垣成年議員の一般質問を行います。

## ◎浅利竹二郎議員

○議長（村中徹也） まず、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。8番浅利竹二郎議員。

（8番 浅利竹二郎議員登壇）

○8番（浅利竹二郎） 皆様おはようございます。ご指名をいただきました浅利竹二郎でございます。むつ市議会第202回定例会において一般質問

を行いますので、市長を初め理事者の皆様におかれましては、明快かつ簡明なご答弁をお願いいたします。

質問に入る前に、昨今の世情、政情について若干触れてみたいと考えます。先日の読売新聞U S O放送というコラムに、マニフェスト、ふろしきが大き過ぎたなというのが出ておりました。国民は、自由民主党の長期政権にうみ、民主党のマニフェストに新鮮さを感じると同時に大いに期待したわけであります。ことしの流行語大賞も「政権交代」であり、国民の期待感があらわれております。

ところが、ここに来て早くも日本人の熱しやすく冷めやすいという悪いくせが出てきてしまいました。ああでもない、こうでもないと世論がকাশく騒ぎ立てるようになっております。どうも言うこととやることが違うのではないかということであります。それこそ選挙前のマニフェストでふろしきを広げ過ぎ、おさまりがつかないというのが実情のようです。

また、鳩山内閣の意思統一というところでも不協和音が吹き出し、防衛、外交といった他国との信義、信頼が根幹をなす重要事項にも大きなひび割れが生じようとしております。今の民主党鳩山政権を見るに、最大の不安定要素は意思決定機関のあいまいさにあると言えます。一国の総理大臣、国務大臣が、きょう、今言ったことを陰に控えるどなたかが、それはおかしい、おれは聞いていないと言えればひっくり返る二重権力構造では、政権運営の先行きも見えてきたと見るのは私だけでしょうか。いずれにしましても、国家、国民のための政治であり、党利党略、私利私欲に惑わされることなく、正常な国会運営、適宜適切な財政出動、そして信頼される外交方針の確立に邁進していただきたいものと切に願うものであります。

それでは、通告順に従い質問に入ります。質問

の第1は、むつ市と自衛隊の関係についてであります。むつ市と自衛隊の関係については、今さら念を押すべきことでもありません。旧海軍時代から現在の自衛隊に至るまで相互理解のもと、深いきずなで信頼関係を構築し、共存共栄の道を歩んでまいりましたことは周知のとおりであります。

さて、このような信頼関係の中においても、私なりにいささか憂慮すべきことがあるとの思いから、次の2点につきお伺いいたします。

その1は、陸奥湾機雷戦訓練及び米軍も参加する掃海特別訓練の円滑な実施についてであります。名称が長いので、以下「掃海訓練」と呼称させていただきます。

この掃海訓練は、例年7月中旬から約半月間、艦艇約30隻、人員約1,500名が大湊に集結、陸奥湾内を訓練海面として行われるものです。訓練海面の設定に当たっては、県、むつ市、陸奥湾内各漁協等の協力のもと実施してまいりました。ところが、近年この訓練海面の設定にそごが生じ、平成18年度は中止の事態に追い込まれております。また、その後の年度につきましても、訓練開始の直前まで海面を設定できず、訓練部隊及び関係機関等から、今後において陸奥湾内の掃海訓練継続を不安視する声も聞こえております。このことから憂慮されますことは、今後陸奥湾内でこの掃海訓練を実施しないとした判断が下された場合の地域経済に与える影響であり、打撃であります。また、営々として築き上げてまいりましたむつ市と自衛隊の信頼関係が崩壊する懸念もあります。

そもそも掃海訓練の実施は、一時的に制限海域を設けるという意味合いにおいて、漁業振興と両立するものでなければならず、また地域経済の活性化にも貢献すべき要素を含むものであるべきです。今地域経済の活性化を標榜し、種々の政策を実行しつつあります宮下市政にとって、この掃海訓練の撤退は座視できるものではないと考えま

す。円滑な訓練の実施に当たって、実施に至るまでの紆余曲折について市長はどのように受けとめているのかお伺いいたします。

その2は、昨今海外派遣が続く大湊所在艦艇の留守部隊への思いについてであります。従前から約半年航程の遠洋訓練航海には、毎年のごとく参加しております。最近では、この遠洋訓練航海とは別に国際平和協力部隊として、より実際的な任務にも従事するようになりました。平成14年には、テロ対策特別措置法に基づくインド洋への補給支援活動、今年10月に出航していったソマリア沖アデン湾における海賊対処部隊としての派遣等があります。これらの行動は、必ずしも国内世論の合意が形成されないままに派遣されたという実態と、またある意味で危険との背中合わせの中での過酷な勤務であり、隊員当事者は言うに及ばず、送り出した留守家族の心労は察するに余りあります。さらには、留守中の家族の健康問題、成長過程にある子供の教育不安等、頼りとする一家の大黒柱不在の中での家族の重圧ははかり知れないものがあると推察いたします。当然送り出した留守部隊では、隊員家族へのケアを行っていることでしょうが、国際平和の名のもと、送り出される長期海外派遣隊員が生活の根拠を置く地元自治体の長として、留守家族の皆様に対する思いも格別なものをお持ちと考えますので、心情の一端をご披露いただきますようお伺いいたします。

質問の第2は、新庁舎、旧庁舎の空きスペース等の活用についてであります。9月24日の新庁舎移転以来、今まで移転に絡む議論、経緯を顧みますれば、一転する印象を持つものであります。見渡せる広いワンフロアの執務室、広い通路兼相談スペース等執務環境が劇的に改善されております。また、玄関照明に配置された親切丁寧な案内係、建物の照明もさることながら、職員の笑顔の対応に宮下市長がかねてより提唱してきて、開か

れた市民重視の精神にあふれるむつ市役所が体现されております。

私は、これまで庁舎移転に関してなされてきた議論と、その結果を通じて考えますに、案ずるより産むがやすしの言葉がぴったりなのではないかとの感を強く持つものであり、市民の声もまた同様の意見に集約できます。これまでかかわりのあった関係者、市職員各位に深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第であります。

さて、質問に入ります。その1は、新庁舎に未整備のまま空きスペースとなっている部分の今後の整備見通しについてであります。昨年の時点で開放エリアの予算措置が凍結され、当初計画されていた整備案は白紙撤回のままであります。今後どのような整備見通しになるのかお伺いいたします。

その2は、交通の便、立地の好条件を生かした道の駅的発想の空きスペース、開放エリアの活用についてであります。空きスペースの活用については、これまで種々の議論がなされてきたわけですが、この2カ月程度の利用を見てみますに、バイパスに臨んでいる土地の好条件を最大限活用して、次の点を提案してみたいと考えます。

1点目は、「むつ市のうまいは日本一」精神をより一層促進するため、道の駅的機能を取り入れるべきではないでしょうか。具体的には、今ある農協の出店を拡充し、水産物を含めた第1次産品、加工品を広く展示販売することです。この視点は、近くにある民間スーパー等の民営圧迫などの視点で考えるべきことではなく、類似店舗の集合による集客効果がより一層期待できることに着目すべきです。地産地消を促すだけでなく、駐車場が確保されていること、ショッピングセンターが市役所に生まれ変わった意外性等から、市外観光客の立ち寄り先としても有望であり、道の駅としての将来展望も開かれるものと確信します。

2点目は、西通り、恐山への経過幹線路線隣接地として観光バス対策としての郷土史学習機会の場としての活用であります。郷土の歴史、人物を通じて郷土むつ市への誇りをアピールする場を提供するものです。先史時代から中世、近代に至る下北半島の位置づけ、斗南藩にまつわる歴史の変遷等歴史的題材には事欠かないことでしょう。物販と観光の場対策として有効と考えますが、市長のご見解をお伺いいたします。

その3は、旧庁舎の活用であります。聞くところによりますと、旧庁舎から分離している建物について、耐震、給配電等の課題があるやに聞いております。そこで、部分利用の案はやめて、すべて更地にし、土地の最大利用を図ることを提案いたします。更新計画を求められている市民体育館の整備も急務であり、また武道館等の要望も市民の間には根強くあります。これらのことを考え合わせ、旧庁舎を細切れ使用するのではなく、広い更地にしたうえで有効活用について市長のご見解をお伺いいたします。

質問の第3は、空き家、廃屋対策についてであります。少子高齢化現象と都会に出ては帰らぬ若者たち、後継者を失った農村、中山間地域では取り残されたお年寄りたちがひっそりと暮らす限界集落が出現し、かつては繁華街として栄えた街並みにも空洞化の波が押し寄せております。これらは、必然的に住む人を失った空き家、廃屋の出現へと結びつくものであり、全国至るところでふえ続けております。むつ市でも同様の事態は免れ得ず、空き家が廃屋化して倒壊のおそれや強風により屋根のトタン等がはがれ、舞い飛び、人体、器物に傷害、破損を与える危険すら否定できません。また、管理するものとならない庭木、敷地内の雑草等は伸び放題で、地域住民の困惑、迷惑も想像にかたくありません。これらの現状認識のもと、次の3点につきお伺いいたします。

その1は、空洞化する地域の空き家、廃屋の実態についてであります。むつ市内で現状空き家と認定している数値、空き家率等についてお伺いいたします。

その2は、廃屋化し、倒壊の危険にさらされているにもかかわらず、長期にわたり放置されている建物をなぜ解体できないのか。その阻害要因は何かについてお伺いいたします。

手をこまねいているしかない自治体及び関係機関、現状から推して空き家、廃屋は加速度的にふえ続けることは必至であります。抜本的解決策のないまま永久に放置するのか、大いに疑問が残ります。

その3は、空き家が治安悪化をもたらすことあります。昨今むつ市内でも殺人、強盗傷害等の凶悪犯罪が頻発しております。空き家の定義は無入ということでしょうから、無人の家に入り込むことで生じる青少年犯罪等の起爆になり、また住所不定者の侵入を容易にし、不審火による火災発生にも結びつく懸念をぬぐい去ることができません。空き家をもたらす治安悪化について、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、3項目8点についてお伺いいたしました。細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで再質問、要望等をさせていただきます。

これで壇上よりの質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

むつ市と自衛隊の関係についてのお尋ねの第1点目、陸奥湾機雷船訓練及び掃海特別訓練の円滑な実施についてであります。浅利議員ご承知のとおり、さきの太平洋戦争末期において日本近海に大量に投下された機雷は、日本の海上交通網を破壊し、戦後復興を図る日本にとって非常に大きな

障害となりました。このことから、島国日本にとって海上交通の確保は至上命題であるとして、機雷除去の重要性は昭和29年度に発足しました防衛庁並びに海上自衛隊に受け継がれるとともに、自衛隊法を基軸として練度向上を主たる目的に半世紀にわたり定期的に掃海訓練を実施してきております。また、昭和30年度からは日米両国の合同による掃海特別訓練も実施し、これら訓練の成果は平成3年のペルシャ湾機雷掃海において遺憾なく発揮され、国際的に高い評価を得て今日に至っているところでもあります。

掃海訓練は、当陸奥湾におきましても、昭和39年度から毎年定期的にも実施されてきており、平成18年度に国と地元漁業者との協議が調わず、実施できなかった時期はありましたものの、両者の長年にわたる信頼関係の積み重ねによって継続されてきたものであり、改めて関係各位のご努力に対し、敬意を表するものであります。

浅利議員ご発言のとおり、掃海訓練の円滑な実施は極めて重要であるとの思いは私も同じであります。掃海訓練は、漁業者のご理解、ご協力のうえに成り立つものであり、長期間の訓練に要する食料等生活関連物資の調達や乗員の飲食等を含め、地元経済に多大な貢献をされておりますことも紛れもない事実であると認識いたしております。

当該訓練の円滑かつ効果的な実施に当たっては、国と地元漁業者との信頼関係、きずなといった問題がまず根本的なものとして底流にあるだろうと思料するところであり、国と地元漁業者が改めて意思の疎通をしっかりと図ることが要諦であろうと認識しているところであります。幸いにも今年度、国と地元漁業者が海上自衛隊大湊地方総監部、青森県及びむつ市も交えた形で意見交換をする場の設定が相互の共通理解のもとに約束されたところであり、今後この場において国の運用ル

ールや当地域の操業実態を初め実情等について相互理解、意思疎通が図られ、その積み上げによって一つの形に集約していくのではないかと期待をしているところであります。

いずれにいたしましても、今後において関係機関等が掃海訓練の円滑な実施に向けて、持ち場持ち場でお互いに努力することに尽きるであろうと思うところであり、市といたしましても、できる限りの後方支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ご質問の第2点目、ソマリア沖アデン湾における海賊対処部隊等海外に派遣される隊員の留守家族に対する市長の思いについてであります。海上自衛隊は、四方を海に囲まれている我が国の国土防衛とともに、貿易立国としての生命線である海上交通を他国の侵略行為から保護するという使命を担い、日夜厳しい任務に精励し、国民の生命、財産を守っております。また、近年においては湾岸戦争を契機として、それまでの活動の枠を超えた積極的な国際協力が求められるようにもなり、平成4年6月の国際平和協力法、いわゆるPKO協力法の制定や、平成13年制定のテロ対策特別措置法及び本年6月に制定された海賊対処法等により国連平和維持活動への参加やインド洋海上支援活動等新たな国際平和協力業務を目的とする海外派遣も本格化してきているところであります。

このような状況下にあつて、このたびは海賊対処法に基づき当大湊地方隊からも所属護衛艦「はまぎり」が海上交通の保護という使命のもと、東アフリカソマリア沖並びにアデン湾に横行する海賊行為から日本に関係する船舶のみならず他国籍の船舶をも護衛するという任務を担い、去る10月6日大湊港を出航し、11月7日より赤道直下の過酷な自然環境の中、各国と連携し、極めて緊迫し

た任務を中断なく遂行されております。そのとうとい使命を果たすべく、職務とはいえ遠い異境の地において昼夜を問わず任務を全うしておられることを誇りに思うとともに、隊員各位初め関係機関ご家族の皆様には心から敬意を表したいと存じます。同時に、陰に陽に支えとなっておられるご家族の心中も察するに余りあるものがございません。

10月6日の出航の際には、私も見送りに参りましたが、300名を超えんとする見送りの方々が涙ながらに呼びかけていたお姿が脳裏から離れません。隊員の方々におかれましても、大いなる志とともに、後顧の憂いをあわせ持つ旅立ちであったものと拝察し、複雑な思いの中で武運長久をお祈りいたしましたところであります。

浅利議員ご発言のとおり、ご家族の不安なお気持ちこそを少しでも和らげる心のケアは大事なこととなってまいりますが、大湊地方総監部においては、このことに関して、去る12月5日、ご家族に対し、隊員の現地での活動状況の放映やレクリエーション等も交えた激励会を催したところであります。その切には、私も映像によるメッセージを添えて、ねぎらいと励ましの言葉を申し述べるとともに、お子様の教育問題やご家族の健康不安等に係る市の相談体制についてもあわせてご紹介をさせていただいたところであります。今後におきましても、大湊地方総監部とも協議をしながら、いろいろな機会をとらえて、できる限りのかかわり方について配慮していく考えにありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、新庁舎、旧庁舎の空きスペース等の活用についてのご質問にお答えいたします。先ほどの浅利議員のご質問の話の中で、市民重視の精神にあふれるむつ市役所が体现されているという大変お褒めの言葉をいただきました。移転から2カ月半が過ぎましたが、私も新しい執務環境で職員

市民への対応が非常によくなったこと、また職員の業務意欲の向上が見られることをひしひしと感じておりますし、実際市民からのお褒めの言葉もいただいております。新庁舎に移転して本当によかったと感じているところでございます。これも建物、土地取得から始まりました議員の皆様、そして市民の皆様のご協力のたまものと改めて感謝申し上げる次第でございます。

では、ご質問への答弁に入らせていただきます。

まず、新庁舎空きスペースの今後の整備見直しについてであります。現在のところ残念ながら整備計画をまとめる時期及び整備の時期ともに明言できる状況にはございません。先ほどのご質問の中で開放エリアをキッズプラザやワークプラザとして子育て支援や各種団体の活動支援の場として整備していくという当初計画されていた整備案は白紙撤回のままであるというご発言がございましたが、この案は整備案の一つとしてまだ保留となっているという認識でございます。ただ、子育て支援関連施設の展開、また各種文化団体等の活動支援や育成という観点から、それぞれ再度施策としてのプライオリティーをその有効性から検討し直す必要がありましようし、整備するとしても開放エリアにこだわることなく、その場所及び経費と財源をさらに練り上げる柔軟な対応が必要であると考えております。

また、さきの新谷功議員のご質問においてお答えいたしましたように、一度立ちどまったわけですので、このうえは旧庁舎跡地の利活用ともリンクさせて、総合的に判断していく手順が望ましいという考えに至っております。性急に開放エリア部分の整備のみ行うことは拙速を生むと思っております。財源に関しましても、整備内容によっては有利な起債を利用できる場合もありますので、市民の賛同を得られるものを周到な計画を持って整備していく所存でございますので、ご理解

賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、交通の便、立地の好条件を生かした道の駅的発想の空きスペースの活用についてのご質問にお答えいたします。最近、地元で生産されたものを地元で消費するという地産地消が定着し、全国各地に産地直売所が開設され、安全で新鮮な農水産物を求める多くの消費者から好評を得ております。私が掲げる「むつ市のうまいは日本一」を進める一つとして、まず市民の方々にむつ市の農林水産物を知っていただき、利用していただくために、はまなす農業協同組合にお願いし、JA産直プラザを出店いただいたものであり、まず初めに地元の人たちの食の玄関口になってもらいたいとの思いを込めたものであります。

開設からの状況を見ますと、1日当たり約200名程度のご利用をいただいております。物産を提供する農家の方々や消費者の方々からも好評を得ております。一方で、野菜主体の商品構成であることから、品ぞろえの不足感が感じられ、農閑期になります冬の間をどのように運営するかなどの問題も出されております。これに対応するため、水産物を含めた品ぞろえを検討中と伺っており、今後に期待をいたしておるところであります。

このような状況から、スペースの活用についてはさらに検討を要するものと思われまます。また、観光や物産、あるいは郷土史学習機会の場という観点からは、むつ来さまい館や下北観光物産館にその機能を持たせ、提供いたしておりますことから、ご理解賜りたいと思ひます。

次に、更新計画を求められている市民体育館や武道館整備については、教育委員会より答弁いたします。

次に、空き家、廃屋対策についてであります。議員仰せのとおり、近年少子高齢化あるいは核家族化と相まって、市街地への住宅の集中に伴う過

疎化など、空き家、空き倉庫といった廃屋が増加しており、大変苦慮している状況でございます。殊に空き家をもたらす青少年犯罪、火災発生などの治安悪化の懸念については、地域の住環境をも著しく害しており、早急な対策が望まれるところではありますが、現行法の中では対処が難しく、手をこまねているのが実情であります。当面は警察、消防などの関係機関と連携をとり、パトロールなどの防犯防災活動の一層の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

空き家の実態については、防災調整監から説明をいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

老朽化した市民体育館の改修につきましては、長年にわたりまして、多くの利用者からご意見や要望をいただいておりますところではありますが、教育委員会といたしましても、ぜひとも改修したいとの意向を持っているところでもあります。しかし、ご存じのとおり、現在子供たちの安全、安心を最重要課題として多額の予算を投じて学校建設、耐震改修、大規模改修を進めさせていただいておりますところでもあります。

体育施設につきましては、各地区にある施設の状況なども考慮に入れながら、むつ市全体としての体育施設のあり方等を検討し、事業計画を策定した後に市長部局と協議をしましてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務部理事防災調整監（岩崎金蔵） 浅利議員の空き家、廃屋対策について、市長答弁に補足説明させていただきます。

ご質問の第1点目は、空洞化する地域の空き家、

廃屋の実態について、空き家として認定している数値と空き家率についてでございます。市として独自に空き家、廃屋を調査、認定するというようなことは行っておりませんが、総務省統計局が人口1万人以上の市町村を調査対象として5年に1回実施している住宅土地統計調査によりますと、公表されております直近の平成15年度の賃貸用住宅を含む数値では、旧むつ市で1万8,230戸の専用住宅に対して、3,400戸が空き家となっており、約19%の空き家率となっております。ただし、この空き家がすべて廃屋となっているわけではありませんので、ご理解願います。

2点目の廃屋化し、倒壊の危険にさらされているにもかかわらず長期にわたり放置されている建物をなぜ解体できないのか、その阻害要因は何かについてであります。廃屋同然の建物とはいえ、その所有者の財産として所有権が存在する以上、本来所有者が責任を持って解体処理をするべきものであり、市が公費を投入して解体処理をするということは、その所有者に対して利益を与えることになり、市が関与することはなかなか難しい現状でございます。台風、強風時などの緊急時は、危険度の度合いにより消防職員が危険回避の手段として応急処置としての補強等をし、対応いたしております。その後、所有者に連絡するわけですが、連絡いたしましても音さたなし、中には相続関係者が遠方に分散していて連絡がとれないものもございます。

また、災害対策基本法第59条では、市町村長の事前措置として、「災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる」とされておりますの

で、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、個々の質問について再質問、要望等をさせていただきます。

まず、質問1点目のむつ市と自衛隊の関係についてでありますけれども、いろいろご説明もありませんでしたが、再度お尋ねします。

訓練海面の合意に至る手順について説明をお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 訓練海面の設定の合意に至る手順というふうなお尋ねでございますけれども、東北防衛局のお話によりますと、むつ市漁協、田名部漁協、平内町漁協、野辺地町漁協など陸奥湾沿岸の7漁協に対しての調整、そして内諾及び書面手続等があるというふうなことを伺っております。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） 掃海訓練の円滑な実施の関連につきましては、市長におかれてはいろいろご尽力をいただいておりますことは十分に理解しております。今後とも地域活性化、漁業振興の観点からも継続して安定した掃海訓練の実施に向かって、側面から特段のご配慮をお願いしたいと要望しておきます。

次に、同じ自衛隊関連ですけれども、ソマリア沖アデン湾海賊対処の留守家族に対する市長の思いで、派遣された海域では日常的に海賊行為が頻発しておりまして、先日の報道にも大型タンカーが乗っ取られたという報道もありました。大湊から派遣された艦艇は、ソマリア沖等で毎日海賊と対峙しながら民間船舶を警護しているわけですが、警護の実績を入手、わかっているのであればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 派遣された艦艇の現地における警護の実績ということのご質問でございますが、防衛省並びに海上自衛隊のホームページ上で、派遣部隊の護衛実績が逐次公開されておりますので、その情報をもとにお話を申しますと、11月分の護衛実績は、回数が9回、護衛隻数が74隻というふうに報告されているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） この9回の74隻という数字が非常に回数の多い数字だと思うのですが、派遣部隊の活躍は、とりもなおさず留守部隊の心配に比例しているわけでありまして、先ほど留守家族に対する市長の思いは披瀝していただきましたけれども、またビデオレターでメッセージも伝えていただいたということでありまして、宮下市長の派遣部隊及び留守家族への思いには深謝をいたします。

次に、質問の第2の新庁舎、旧庁舎活用関連で再質問等させていただきます。まず、いろいろ説明いただきましたけれども、再度確認をしたいと思っております。新庁舎、旧庁舎の空きスペースの活用について、具体的にどのような会議その他検討を加えたのか、改めて確認したいと思っております。

また、移転後実際に使用してみて2カ月たったわけですが、再検討の余地があると考えたものはないのかお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 新庁舎の開放エリアの整備につきましては、子育て支援、そしてまた各種団体活動の支援施設というふうなことで、整備案は保留をいたしております。そして、その代替案、そういうふうなものは、具体的な検討は今まだ行っておりません。つまり先般議案審議の中でお話をさせていただきましたけれども、旧庁舎の耐

震、そういうふうなものも調査をいたしまして、総合的な判断をしていかなければいけないと、このような思いを今いたしているところであります。

移転後のお話ですけれども、新庁舎、平均して大体700名程度の市民のお越しをいただいております。この玄関先で受け付けの際に、広報広聴課のほうでさまざまご意見、苦情をまとめております。そして、それを踏まえまして、各スペースの改善策等を今現在講じているところでありますし、また新年度から部の再編、組織の再編ということがありますので、それらを見据え、また案内板の表示の仕方だとか、そういうふうなところを今検討を重ねているところであります。

また、その中には物理的工事というふうなものも若干必要なところがございます。会議室、書庫、倉庫、こういうふうな形の利用関係でも、物理的な改善を講じる必要が認められる部分も出てきておりますので、今後の開放エリアの整備内容にも配慮していかなければならないものがないか、検証をいたしているところであります。

旧庁舎のほうにつきましては、公共的機関から、先般もお話をいたしましたけれども、貸して欲しいというふうな貸与の要望もあります。北、東庁舎の利用については、現在かつてのむつ市社会福祉協議会の場所で、新型インフルエンザの診療を受け付けるというふうな形で利用しておりますし、そういうふうなことを総合的に、またその前に耐震診断を実施しまして、どういうふうな使い道が最良であるかということ踏まえまして、市民の皆様方、また議会のご意見を伺いながら、総合的に判断をしていく場面が出てくると、このような認識でございます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それで、道の駅的発想の件について再度お尋ね

したいと思いますけれども、実は地域の条件が違うというものの、東京都の八王子市では市の職員が主導して、地元農家の産品を地産地消する道の駅が大盛況しているという報道がありました。このことについて、市長はどういうお考えをお持ちでしょうか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 東京都八王子市の道の駅についての感想についてご説明させていただきます。

平成19年4月、八王子市に東京都では初めての道の駅として八王子滝山が開設されましたが、この道の駅に大型の農産物直売所を併設するに当たり、八王子市農林課ではJAやJA婦人部等に対して総菜や乳製品の販売コーナーの設置など、さらに農家約200戸に対して農産物の供給の働きかけや話し合いを進めて、現在では新鮮な野菜を安く買ってとても重宝しているなど、消費者に大変喜ばれていると伺っております。道の駅を含めた直売施設は、マーケットのリサーチや生産者等の意識など、広範囲にわたっての情報収集や関係団体等との調整が必要なこととなります。八王子市と同様の取り組みは各地で行われており、このことは産直施設の設置のみならず、各種の施策を進めるうえでは行政と地域住民との協働や関係団体等との連携が欠かすことのできないものであり、今まで以上の取り組みを進めなければならないものと認識いたしております。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

要望しておきます。せっかくの新庁舎であります。市民のために本当の意味で活用してほしいと願うものであります。

空きスペースの活用という観点からすれば、まだまだいっぱいあるわけです。例えば現在市政だよりで行政について市民に対して周知を図ってお

りますけれども、これもまだ不徹底、周知するまでには至っていないと私は考えております。来庁する市民に対して、行政分野ごとに行政展示、開設の場を設定することも必要と考えますので、要望しておきます。

次は、質問の3の空き家、廃屋対策関連について、なかなかできないと、いろんな法律の制限があるということはわかっておりますけれども、ある地方の例をご紹介します。

富山県のある市では、倒壊など周囲に危険を及ぼす可能性が高い空き家を対象に、土地、建物を市に寄附することを条件として公費で解体していると。また、全国的に見ると、空き家バンクなるものを運営する自治体がふえているとの新聞報道もあります。空き家の貸し出しや売却を希望する住民と移住希望者を仲介するのでありますけれども、これらの自治体のように、抜本的に、積極的な対応に期待しておりますけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務部理事防災調整監（岩崎金蔵） 空き家対策についての再質問でございますが、全国的に見ますと、市が所有者に一定の条件を付して、土地と空き家の寄附または無償譲渡を受ける制度を実施している自治体もございます。先ほど浅利議員がおっしゃった自治体は、恐らく富山県の滑川市のことだと思いますけれども、ここでは実施要綱を策定しておりまして、寄附等の一定の条件を付しながら、そういう対策をとっているということでもあります。しかしながら、一定の条件とは、家屋の解体に経費がかからない木造住宅で老朽危険空き家であること、空き家の所有者が市に土地と家屋を寄附または無償譲渡すること、空き家を解体後整備した公共空間を町内会など地元住民で日常的に維持管理できるもの等でありますが、実際には条件を満たす事例ばかりでなく、むしろ所有者

が行方不明あるいは公共的利活用が難しく、仮に整備したとしても、市にとってメリットがないというふうな環境整備、また環境整備の過重負担、これは解体に多額の経費を要するということから、過重負担となる事例のほうが多いのではないかと存じます。

また、空き家バンクについてであります。定住促進や都市住民との交流拡大により人口を増加させ、地域の活性化を図る事業であります。この空き家バンクは、空き家を売却、または貸し付けたい所有者が空き家の登録の申し込みをし、ホームページなどで掲載して情報をインターネットで周知するバンク制度でございます。中には、県宅地建物取引業協会と県及び市町村が協定を交わし行っているところもございます。この方策につきましても、空き家が増加する人口減少傾向が進む地域でも果たして機能するかどうか、課題もあるかと思いますが、いずれにいたしましても、空き家、廃屋対策に本腰を入れて取り組まなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

本日の東奥日報に本県の老年人口、これは65歳以上の占める割合のことですけれども、市民高齢化率が25.4%を突破したとあります。加えて年少人口、これはゼロ歳から14歳までですけれども、12.9%で、人数、割合とも減り続けていると、少子高齢化の進展傾向がくっきりあらわれたとありました。先ほど来いろいろご説明いただきましたけれども、現状での少子高齢化社会における空き家急増の実態について、市長はどのような忌憚のない意見をお持ちか、そこら辺をご披露いただきたいのですけれども。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 空き家の問題は、今防災調

整監から、対策はやはり非常に難しい部分も、空き家バンクだとか、そういうふうな部分の答弁がありました。それでもやはり空き家の部分是对応が、さまざま法的な部分もクリアをしていかなければいけない、そういう部分は認識を深めているところでありまして、研究もしていかなければいけない、このように思っているところであります。

少子化との関連の中で、これまで今定例会の中で少子化をどういうふうにするのかというふうなご質問もございました。そして、その少子化の対策とすれば、まず子育て支援の体制、これは行政としてしていかなければいけない。そしてまた、生産年齢人口、これをいかにこのむつ市にとどめておくのかというふうな政策、これも展開していかなければいけない。昨日大湊高校の3人の生徒の皆さんが議場に入って傍聴したわけでございますけれども、できるだけ彼らみたいな高校生が地元に着定できるようなこと、そういう政策を行政として進めることで、ここから離れていく、流出していく人口をいかに抑えていくかということによって、将来の空き家、そういうものが少しずつでも解消されていくのではないかと、このような期待を寄せているところであります。つまり少子化と、そして流出する人口をいかに、少子化はお子さんたちが住みやすいまちにする、そしてサポートをしていくというふうな部分、そして流出をいかに防いでいくのか。そういうふうなところに意を用いた政策の展開が必要であると。そのことによって、空き家等も少しずつ減少していくのではないかと。しかしながら、現在ある空き家、この部分についての処理の仕方、措置の仕方は非常に困難な案件がいっぱいあるというふうなことでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 8番。

○8番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

いろいろ難しいことは重々理解をしているわけ

ですけれども、ただこのまま放置するわけにもいかないという認識も皆さん一緒だと思います。

それで、手をこまねいているだけではなく、新たな現状認識で対処いただくことを要望しまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（村中徹也） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎澤藤一雄議員

○議長（村中徹也） 次は、澤藤一雄議員の登壇を求めます。1番澤藤一雄議員。

（1番 澤藤一雄議員登壇）

○1番（澤藤一雄） 大畑町選出の澤藤でございます。むつ市議会第202回定例会に当たり、通告に従って一般質問をいたします。

政権が交代しました。選挙前からくすぶっていた政治と金の問題が顕在化して、せつかくの民主党政権に暗雲が垂れ込めていることと、外交、防衛政策や経済情勢のさらなる悪化に即応体制がとれるのか、大きな不安を感じながらも国民は、憲政以来初めて官僚支配の無駄遣いに切り込んだ事業仕分けに留飲を下げています。今こそ官僚天国からの脱却が求められているのであります。

質問の第1は、公共事業の方向性についてであります。ハッ場ダムに象徴される新政権の公共事業見直しが行われようとしています。必要性のないものをずさんな計画で役人の天下り先の確保とゼネコンの利益追及と工事への口きき料として政

治家に巨額の政治資金が環流する、税金を無駄遣いするシステムであります。つくることが自己目的化し、自然環境を破壊して生態系に壊滅的なダメージを与えながら延々と続く、完成後も継続的な管理費を必要とするなど、国、地方においても財政の圧迫要因となっています。

旧大畑町では、昭和60年代、県当局において飲料水や農業用水の供給、河川のはんらん対策として大畑川ダム建設計画が持ち上がり、数年にわたって建設に向けた測量が行われましたが、飲料水も農業用水も余っていることに加えて、平成10年9月、台風5号の洪水が河川のはんらんではなく陸水、内水はんらんであることが判明したことから、まちづくり集団の呼びかけで建設省や大学の研究者、むつ土木事務所関係者とワークショップを重ねて大畑町はダムによらない治水を選択いたしました。

また、大畑漁港と同じ規模の二枚橋漁港建設計画も持ち上がりましたが、沿岸域を埋め立てることにより漁業資源が壊滅的な影響を受けると予想されることから、漁業者の反対もあって、これもまちづくり集団により水産庁関係者も参加する研究活動を通じたセッションで計画を断念していただきました。目的もはっきりしないこのような大型の公共事業は、森林や海岸の生態系を破壊し、林業や漁業に甚大な被害をもたらすだけでなく、賛否をめぐって地域住民の間に根深い対立を惹起し、国及び地方団体の財政に大きな影響を及ぼします。しかし、地方にあっては土木建設業により生計を支えられる住民が多く、公共事業は地域経済を支える重要な産業であります。当市では、現在快適な市民生活と公共水域の水質保全の目的から、公共下水道の整備が進められていますが、平成20年度、下水道事業特別会計決算では、歳出15億9,000万円のうち工事費が6億5,000万円、借入金の返済額が7億2,000万円、これを歳入では国庫

補助金 2 億 7,000 万円、一般会計からの繰入金 5 億 1,000 万円、一部負担金及び使用料が 1 億 2,000 万円、借入金 6 億 6,000 万円で購入するという借入金の返済額に限りなく近い新たな借金をしています。民主党政権は、下水道事業について、採算が度外視されてきた、事業の見直しは地方財政再建の核心と位置づけて公共下水道からの撤退を目指しているといえます。国の補助金廃止や起債が認められないとすれば、事業の継続は困難になります。公共事業のあり方として、自然環境を壊さず、市民の皆さんが毎日の生活の中で最も望んでいる道路や側溝などのインフラ整備をすべきであります。

以上のことから、次の 3 点について質問いたします。1 つ、川内ダムの目的と効果について。1 つ、公共下水道の将来見通しについて。1 つ、市道と消・流雪溝の整備について市長の考えをお尋ねいたします。

質問の 2 は、10月30日、議会に報告された当市の公金着服事件の再発防止対策についてであります。次の日の新聞には、市長と理事者の方々が謝罪する大きな写真が掲載されました。全国の地方自治体や外郭団体等で不正経理や公金横領、そして当市の公金着服事案、そのほとんどが損害額の弁済を理由に刑事告発が見送られ、うやむやにされて、また同じような事案が再発するという繰り返しであります。再発を防ぐためには、徹底した原因の究明と対策の策定が必要であります。このような見地から、このたびの事案をどのように教訓としたのか。1 つ、検証と対策はどのようになっているのか。1 つ、責任の所在と処分は適正だったのか。1 つ、庁舎の人事配置と業務の実態を把握しているのか。

以上、前向きかつ簡潔な答弁をお願い申し上げます、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、質問の第 1 点目、政権交代と公共事業のあり方、方向性についての第 1 点目であります。川内ダムの目的と効果についてであります。以前の川内川はほとんどが原始河川のままで、古くよりたびたび水害の被害を受けており、昭和 41 年からは毎年のようにはんらんを繰り返してきた経緯があります。特に昭和 44 年 8 月の台風 9 号では、家屋浸水 425 戸、水田冠水 380 ヘクタールの被害を受けました。このため青森県では、抜本的な治水対策として、川内町中心部より約 20 キロメートル上流に川内治水ダムを建設、平成 5 年には本体が完成し、流域内の住民の生命、財産を守るとともに、洪水調整を行い、かんがい用水等が安定的に供給されることとなり、所期の目的が遺憾なく発揮されていると考えております。結果、ダム完成後、洪水の発生はございません。

また、澤藤議員、自然環境、そして生態系について発言されておりますが、ダム完成後、ダム湖の水が茶色に変色したことで下流に漁業権を持つ川内内水面漁協より原因究明の要請があり、ダム湖の水質調査を行い、最終的に枯れ葉などが分解される途中でつくられる腐食物質が蓄積するためと結論づけられております。なお、現在はダム湖の水が変色する状況は発生しておりません。

また、前回の議会で工藤孝夫議員が質問されましたダム下流での奇形魚、これにつきましては、その後各関係機関と協議を重ねた結果、検査機関では奇形魚を生きたままで調査したいとの意向で捕獲を 2 度ほど試みましたが、捕獲できなく、地元の話だと、時期が過ぎたのではとのことであり、時期を見て再度挑戦して、原因の究明に努めたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、ご質問の2点目、公共下水道の将来の見通しについてでございます。市では現在むつ地区、大畑地区、川内地区で下水道整備を進めておりますが、下水道普及率は整備の完了した脇野沢地区を加えましても14.4%と全国の公共下水道普及率72.7%に比べ、依然として整備がおこなわれている状況であります。議員ご質問の公共下水道の将来見通しにつきましては、先日行われました行政刷新会議の事業仕分けにおきまして、地方に財源を移し、自治体が下水道整備の必要性を判断する環境を整えるべきだと判定されておりますものの、現段階ではその内容につきまして不明な点が多く、冷静に成り行きを見守り対処しなければならないものと考えております。

また、県では平成22年度から平成23年度までの予定で青森県汚水処理施設整備構想の見直しをすることとしております。これに伴い、来年度中には見直しに対する県の基本方針が示されますので、この方針をもとに、市では平成23年度までには公共下水道の整備計画区域を大きく見直す予定となっております。

見直しの内容につきましては、人口減少や高齢化などの社会情勢の変化、さらには経済性を考慮し、浄化槽での整備が有利であると判断された地区は公共下水道の整備計画区域から除く予定であります。議員ご指摘のとおり、公共下水道事業は初期投資の大きな事業のため公債費等で財政を圧迫しており、財政状況を考慮した整備計画とならざるを得ませんが、いずれにいたしましても、公共下水道は住民の快適な生活環境を創造し、安全安心な暮らしを実現する極めて重要な都市基盤施設であり、整備の速度は減速するものの、今後も公共下水道の整備は進めていかなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の市道と消・流雪溝の整備についてのご

質問であります。公共事業のあり方として、自然環境を壊さず、市民が毎日の生活の中で最も望んでいる道路や側溝の整備をすべきとのことですが、従来から市道を中心に道路整備や側溝整備については計画的に実施してきておりますし、今後とも順次進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、公金着服事案の検証と再発防止対策についてのご質問にお答えいたします。まず、検証と対策はいかにとのお尋ねであります。まさしく今回の事案については、対岸の火事と思っていたまさかの不祥事が当市において発覚した事案であり、私が市長に就任して初めての事案ということで、議員各位に対して行政報告をいたしました当日の10月30日に即刻下北地域広域行政事務組合の職員も含めた課長級職員を集め、かかる不祥事が二度と起きないように市民の皆様方の信頼を回復するべく、さらには公務員としての自覚と緊張感を持って業務に当たるよう私から強い口調で訓辞を行ったところでありますし、あわせて副市長からも綱紀粛正の徹底についての訓辞も行ったところであります。さらには、全職員に対しても同日庁内LANにおいて厳正かつ責任のある公金管理を行うよう周知を促しております。

また、11月5日には、念のため現状把握を目的とした公金及び準公金の取り扱いに係る調査を各所属長あてに依頼いたしまして、現在はその調査結果を精査中であります。一部経過報告を申し上げますと、市の歳入及び歳出に直接的にかかわる純粋公金については、市の財務規則に基づき、総じて適切な対応を実施しているものと認識しております。一方、今回の不祥事と類似した所掌事務等に関係する各種関連団体で取り扱っている準公金については、実質100以上の団体に係る現金を市職員が事務局として管理していることから、その精査についてはまだ時間を要しております。

1つの課において複数の関連団体を抱えていることから、若干の課題が散見されておるようですので、これについては12月中旬以降に改めて各所属長から事情聴取を行ったうえで、速やかに適切な是正等を求めていく予定であります。

公金管理マニュアルを作成している他自治体の事例もありますが、当市の場合には通帳や印鑑を保管する備品類が一律でないことや、それぞれの分庁舎における管理上の事情もありますことから、チェック体制も含めまして、まずは環境に見合った是正を求めていくことから始めたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、かかる不祥事の発生については、公金の管理体制にも、その原因がありましょうが、基本的には職員個人の公務員倫理によるところも否定はできないものであり、複層的な要因が重なって発生したものと考えます。ましてや今回のような公金着服という事案については、社会的常識からも決して許されない事案であることからして、災害は忘れたころにやってくるという故事にあやかれば、これを教訓として改めて市職員として常日ごろから気を引き締めなければならないものと強く認識しております。

また、今回の事案については、当該本人からの申告がなければわかり得なかったことから、大畑庁舎の管理職員の責任も免れないものと判断し、複数の管理職員をも懲戒処分の対象にいたしました。これは行政上の組織機構においては至極当然の措置と考えております。

当該本人の処分については、改めて言うまでもなく、地方公務員法の趣旨はもとより、むつ市職員の懲戒処分の指針を参照しながら、むつ市職員懲戒等審査委員会の審査を経たうえで厳正な処分を決定いたしましたので、処分内容は適正なものと考えております。

次に、庁内の人事配置と業務の実態について把

握しているのかとのお尋ねであります。これについては今回の不祥事が偶然にも大畑庁舎において発生したことから、澤藤議員の大畑庁舎の職員体制を案じての趣旨であると存じますが、私を初めとする四役と、部長級職員でもって構成されている毎月の庁議の場においてはもちろんのこと、各分庁舎の所長とは庁議終了後においても特に時間を割いて、現在急を要するような懸案事項はないか、あるいは市民に対する対応の中で何か問題を抱えていないかなどの率直な意見交換と事情聴取を行っており、定期的に一定の情報収集と実態把握に努めております。無論大畑地区に寄せる澤藤議員の熱い思いからすれば、満足のいかない、行き届かない点多々あろうかとは存じますが、そういう意味からして、今後とも大畑庁舎のみならず、各分庁舎の情報収集と実態把握についてはあくまでも市民目線を忘れずに、報告、連絡、相談を一層緊密にしながら、迅速な対応とかゆいところにまで手の届くようなきめ細かな市政運営を心がけてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 再質問をさせていただきます。

まず、川内ダムについては、かんがい用水として利用されて、そして昭和44年の台風9号の被害、甚大な被害があつて、地元の要望で建設された。そして、洪水が防がれて効果が上がっているというふうなご答弁でございました。そして、淡水魚の奇形の問題については、捕獲ができていないということで、今後そういう調査をなさるようですけれども、完成当初に赤潮が発生したというような事案、水が褐色に変色したというような事案があつて、これは腐葉土等が原因だということでございまして、ダムというのは何年たつても有機物がダム内で腐敗して水質を悪化させるというような作用を持っているものでありまして、それと比

較いたしまして、洪水対策等有効であるというよう  
なことでございますので、それはそれでいいの  
かなと、こう思います。

次に、下水道の関係でございますけれども、平  
成23年度までに見直しをすると。浄化槽で対応で  
きるものについては、その浄化槽に振りかえてい  
くというようなことでありましたので、そういう  
方向性、ぜひ進めていただきたい。と申しますの  
も、非常にこの分担金、受益者負担金、この未納  
が多いというようなことでございまして、監査委  
員の指摘にもあるわけでございます。そして、そ  
の原因と申しますか、その現場でどういうことが  
起こっているかということ、年金暮らしの単身の高  
齢者の方のところも配管されたと。借地に住んで、  
もう自分でこのうちは使わないと、だれも来ない  
というような方も、つなぐ予定もないのに受益者  
負担金を払わなければならないというような状況  
があるので、払えない状況があるわけです。そう  
いう意味では、減免制度がほとんどないと。延滞  
金も取っていないようですので、それは当然のこ  
とではありますけれども、そういう払える見込み  
のない方々のところにも配管されると、受益者負  
担金を払わされるというようなことで、非常に市  
民にとってもつらい話です。

そしてまた、今行われている工事についても、  
補助対象外の延長管と申しますか、配管もされて  
いるというような現実もあるようでございませ  
ぬので、この平成23年度の見直しで公共下水道から浄  
化槽方式に、もし具体的にどういう浄化槽方式で  
いくのかというような考えがございましたらお知  
らせいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 澤藤議員のご質問にお答  
えいたします。

まず初めに受益者負担金、分担金の件でござい  
ます。受益者負担金、分担金につきましては、今

景気の長期低迷に伴い、納付率も低くなってきて  
おり、納付率を上げるために戸別訪問等を行い、  
下水道や負担金、分担金の趣旨を説明し、納付に  
ついての相談を行ってきております。特に大畑地  
区につきましては、合併前から規則により土地が  
空地であるとき、または建物に給水装置を設置し  
ていないときは徴収が猶予されております。

負担金、分担金の納付方法につきましては、通  
常5年に分割し、納付していただくことになって  
おりますが、各ご家庭で事情が異なりますことか  
ら、必要があると認めるときは個別に納期を定め  
ることができることになっておりますので、徴収  
猶予や減免の規定もあり、下水道課では納付につ  
いての相談を随時受けておりますので、ご相談い  
ただきたいということでございます。

次に、補助対象外の工事の話でございます。下  
水道事業は、国庫補助対象となる施設の範囲がご  
ざいまして、管渠工事では自治体の規模により予  
定排水区域の面積が定められており、これにより  
補助対象事業と単独事業が区分されております。  
事業を行うためには、必ず補助事業と末端環境を  
整備する単独事業で施行することになりますの  
で、単独事業というものが出てまいります。

次に、浄化槽の件でございますが、浄化槽整備  
の区域促進特別モデル事業というのがございま  
す。これは、5つほどあるのですが、当市  
では対象になっておりません。しかしながら、市  
で対象とする事業はないものの、現在当市で行っ  
ておりますむつ市浄化槽設置整備事業補助金とい  
うもので対応してございまして、市街地のように密  
集している部分では下水道が有効であると。それ  
から、漁業の集落、農業の集落のあるところでは  
集落排水が有効であると。それ以外の部分では浄  
化槽が有効であるというふうに考えておりますの  
で、そのような形で進むものと考えております。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番(澤藤一雄) ありがとうございます。

先ほどから申し上げますけれども、財政にも市民にも非常に負担があるということで、その辺はいろいろ配慮をして、計画の見直しもしていただきたいと、このように思います。

次に、私壇上で市道の整備と、それから消・流雪溝の整備というふうに申し上げました。なかなか市道に認定していただけないというようなこともございますし、行きどまりの市道もあるわけでもございますし、その辺はなかなか舗装をしていただけない。それから、当然冬期間には雪の問題が発生しているわけで、毎日の生活が冬は特に大変だというような事情がありますので、市道の整備と、それから消・流雪溝の整備、今の経済対策等で市町村道の整備に充てるというような案もあるようでもございますが、前にも申し上げましたけれども、寄附したいけれども、市がその寄附を受けないというような今まで整備されてこなかった道路、それらを私はこういう機会も踏まえてとらえて、もっと積極的に。なぜ寄附を受けないかというと、やはり整備の経費がかかるから受けないというようなことだろうと思うので、やはり公共投資を人々の住んでいる、市民の住んでいるその足元からインフラ整備をしていくという考えにぜひ立っていただきたいなという思いがございまして、この辺は市長の答弁をお願いしたいと思っております。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 今澤藤議員のお話のとおり、市民の皆さんが住んでいる足元からやはり整備をしていくということ、側溝、そしてまた道路整備というふうなことは、これは計画的に実施していきたいと、このように壇上でもお答えしたとおりでございます。しかしながら、この政権交代によりまして、さまざまな不透明な部分が非常に出てきております。公共工事、公共事業、これは

これから4年間の中でしたでしょうか、1.3兆円減らすという、そういうふうな報道もされておりますし、先日もお話をいたしましたけれども、現在の国土交通大臣のコメントが述べられているところをちょっと私ご紹介をさせていただきたいと思うのです。これで果たしていいのかというふうな思いで述べさせていただきましても、だれしもすべての生活インフラがそろっているほうがいいでしょう。そのとおりでございます。しかし、少子高齢化が進む中で、ナショナルミニマムができなくなる。ナショナルミニマムを求めるがゆえに国の財政は破綻し、結果的にナショナルミニマムは達成できなくなるということ。社会資本整備の観点だけで物事を考えるべきでない。そしてまた、動線が長ければ、社会保障をしっかり供給することができなくなる。集まってもらわなければ、医療や介護などの提供ができなくなると。移住政策も進めていくのでしょうかというふうな、その問いに対しまして、これは地域が決めることですが、このエリアに集まってもらえれば、一定のナショナルミニマムは供給できるけれども、そのエリアを外れると供給できないということになるのではないかと。もちろんどこに住もうとも、憲法では居住移転の自由が認められているので、どこに住むかは自由です。一定のエリアに住んでもらわなければ、一定のサービスを供給できないというのは行政の立場として仕方のないことだと思いますというふうなことが、この大臣の全国平等の整備を目指さないというふうな大きな見出しの中のコメントで書かれているわけですが、しかし、果たしてそれでいいのかというふうなことは、私はこの発言に対しては異を持っているところであります。つまり澤藤議員お話しのとおり、現在住んでいるところ、できるだけ当然経費をかけないような、これは公共下水道もそうなのですけれども、できるだけ経費をかけないようにしながら、そし

て現在住んでいるところの足元の部分をしっかりと計画的に経費をかけないような形でさまざまな手法の中で整備をしていくというのがこの地方自治体、こういうふうな中での運営の仕方ではないかと。ですから、計画的に実施していきたいということに集約を、この弁に集約をさせていただいた次第でございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） なかなか政府の方針が定まらないというふうなあたりに市長の悩みもおありだろうと思います。しかし、何をやるかは地方に任せると。地方地域主権というような考え方もあるようなので、やはりそうなりますと、市長の権限が、選択の幅が非常に広がるわけでございます。今のその公共下水道、初期投資がかかり過ぎるというような大きな問題があります。そして、さきの、1年前の定例会で鎌田議員の質問の中にPFI方式の集団、浄化槽方式があるというようなご提案もございました。そうしますと、公共投資、市財政の持ち出し、あるいは国の負担もなく済むわけです。その後は、管理会社が利用者からその利用料をいただくという形式で運営されていく話でございます。その分、市として公共事業はまさに地域の基幹産業だと市長も言われるので、私も土木建設業は大事なわけでございますから、ではしからば何を公共投資に、いわゆる雇用の場の創出という意味も含めて、何に財政を投入していくのかということになりますと、やはり足元の市道の整備、そして消雪、流雪のシステムが将来インフラとして必要になるということで私申し上げているので、もう一度その辺、任されたときに何をどう選択していくのかについてお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、今後一括交付金として出てくるのかと、そういうふうな報道もあり

ますけれども、今後の推移を見守らなければいけない。仮にそうなったらどうするのかというふうなことでございますけれども、先日もこの場所で答弁をさせていただきました。政権の考え方は、コンクリートから人へというふうに大きくかじを切るのではないかとという部分があります。先日もお答えのとおり、では果たしてコンクリートの部分では、コンクリートという公共事業でしょうけれども、社会基盤整備がしっかりともう終わっているのかということでは私はないと、この地域はありませんと。そういうふうなことでは一括交付金が仮にそうなった場合には、やはりそこは知恵を絞り、そしてまた財政の自律というふうなこともありますので、自律をしながら、持続可能な財政運営、そしてまた市民の福祉向上のためにはその中で十分配慮をしていかなければいけないと、このように考えております。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 市長には、ぜひ公共投資についても、正しい選択をしながら頑張ってくださいと、このように思います。

次は、質問の第2でございますけれども、これでいきますと、処分も適正だったと、そして公務員としての自覚を職員に求めていくのだと、いろんな公金管理の点検も今11月にされたというようなことでございました。

そこで、再質問をさせていただきます。まず大畑庁舎のことでございますけれども、庁舎の対応にいろんな問題がありますということなのです。そして、まず廃棄物対策ですけれども、ボランティアで海岸等のごみの清掃をしたいという方がいます。中には、10年以上続けている方もおりますが、分庁舎では集めたごみをアックス・グリーンにご自分で搬入するようと言われたと。ところが、本庁に来て話をしたら、役所が対応するとの回答だったと。これに乖離がございます。この件

についての答弁。

それから、公共施設の機密書類等、これについても施設の担当職員がアックス・グリーンに自分で持って行って自分で料金を払って処理しているというような、これは職員からの苦情があります。なぜこうなのか。

それから、市民に対する接遇の問題等いろいろ苦情があると言いますけれども、これは事実なのか確認をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、骨格だけを答弁させていただきますまして、詳細につきましては担当のほうからお答えをいたします。

まず、ボランティア活動のごみの収集運搬ということでございますけれども、これはケース・バイ・ケースで、やはり対応をしていかなければいけないものと、このように認識しております。また、要するに庁舎で出た文書等の公用のごみの取り扱いについては、公用ごみ証明書を発行してもらい処理をしているということでございます。

それから、窓口業務の接遇について、この部分は今ご指摘だというふうに私受けとめました。この部分については、より一層、本庁舎はかなりの高い評価をいただいておりますけれども、庁舎によっては、今澤藤議員、大畑庁舎の部分のご指摘と受けとめましたので、これは十分注意をして督促をしていきたいと、このように思います。

詳細につきましては、担当のほうからお答えいたします。

○議長（村中徹也） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（柳谷正尚） 市長答弁に補足させていただきます。

1点目ですが、ボランティア活動でごみを収集した場合、大畑庁舎ではボランティアがアックス・グリーンへ搬入することになっておりますが、本庁舎での対応は市が搬入している、対応が違う

のはなぜかということでございます。本庁、分庁舎とも春季、秋季の大掃除など、町内会によるボランティア清掃につきましては、運搬等まですべて行政が行っております。しかし、それ以外のボランティア清掃につきましては、ボランティア清掃を実施する団体等と協議したうえでケース・バイ・ケースで対応しているのが現状でございます。このため大畑庁舎といたしましては、町内会が実施しております定期的な側溝清掃等に関しましては、今後とも市が直接搬入処理を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

2点目ですが、公共施設から出ました書類等のごみをアックス・グリーンへ搬入する場合、職員がこの処理費を職員自ら現金で支払いしているケースがあるというのが本当かのご質問についてでございますが、むつ市では公務により生じたごみについては、公用で処理手数料の免除の取り扱いができますことから、担当課から公用ごみ証明書を発行してもらい処理しております。このため、公用ごみの処理に当たっては、きちんと手順を踏んで処理しているものと認識しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

3点目ですが、接遇の問題です。窓口業務を担当しております職員の来客に対する接遇についてのご質問であります。庁舎内におきましては、再三にわたり接遇や言葉遣いはもとより電話の対応などに当たっては、常に相手の立場になって考えるよう指導を行っております。しかしながら、一例を申し上げますと、平成20年5月1日から証明書等を発行する際には、本人であるという確認事務が大畑地区に限らずどこでも厳しくなっております。このため大畑庁舎の場合は、高齢者の方がよくいらっしゃいますので、今後とも来客に対する接遇等につきましては、一段と配慮を重ねながら十分注意してまいりますので、ご理解を賜り

ますようお願いいたします。

以上です。

- 議長（村中徹也） 1 番。
- 1 番（澤藤一雄） ほとんど庁舎の実態を把握しておられないのではないかとというような気が私はいいたします。これは、同僚議員のところにも非常に多くの厳しいご批判が市民の方々から寄せられています。今回の私の質問に当たっても、ぜひ具体的に話をしてくれというような同僚議員からのお話もございました。私はここでそれは言いませんけれども、いわゆる公の施設から出るごみの問題については、職員からの苦情なのです。そして、今の接遇の問題についてもいろいろご指導をされているというお話でございます。平成20年度からの話をされましたけれども、そういう生易しい話ではないのです。そういう言葉だけの話ではないのです。いろんな苦情が出ています。所長が、恐らく職員のことをあげつらって言うというようなことはなかなかできないのだらうと思うし、よく言えばそうなのです。悪く言えば把握されていないと言わざるを得ない。なぜこうなっているのか。これ以上話をしても、その程度の答弁しか出てこないのだと思うので、これ以上は申し上げませんけれども、市長。

では、次にお伺いいたします。平成21年4月1日現在の旧むつ市から各庁舎に通勤している職員の数をお尋ねします。庁舎ごとにお願ひします。

- 議長（村中徹也） 総務部長。
- 総務部長（新谷加水） 事前ヒアリングの段階でそういうお尋ねがございませんでしたので、この場で書類を持っておりません。後ほど書類を調製してお渡ししたいと。議長にお願いをいたしまして、お許しを得て、お渡ししたいと思っておりますので、ご了承願ひたいと思ひます。
- 議長（村中徹也） 1 番。
- 1 番（澤藤一雄） ぜひお願ひします。

私の調べでは、大畑庁舎が10人です。川内、脇野沢は去年の例ですけれども、3人です。そういう状況です。大畑は10人、川内、脇野沢は1年前の状態でおのおの3人です。そして、今回の事案の退職された職員ですけれども、どういう異動の経緯、これまでの経歴だったのかお尋ねいたします。

- 議長（村中徹也） 総務部長。
- 総務部長（新谷加水） このたび懲戒免職処分を受けた職員の異動の経緯というお尋ねでございますけれども、当該職員は本年4月に大畑庁舎市民福祉課に配置となる前、つまりは昨年度は下北地域広域行政事務組合の下北文化会館に配置されておりました。議員ご承知のとおり、下北文化会館に指定管理者制度が導入されたことに伴いまして、むつ市に転入した次第でございます。

人事異動の事由ということにつきましては、この場で言及するのは差し控えさせていただきたいと存じますが、あえて申し上げますと、下北文化会館在職以前は公営企業局水道課大畑水道事業所に配置されていたこともございますし、生活福祉課保護係に配置されていた経歴もございます。

以上でございます。

- 議長（村中徹也） 1 番。
- 1 番（澤藤一雄） この方は、病院から自ら電話で着服について通報したというようなことでございました。つまりは、以前から病気がちの方だったのではないかと思いますけれども、なぜこういう病気がちの方が本庁の生活福祉課2年、そして大畑水道事業所、そして下北地域広域行政事務組合の下北文化会館1年。この大畑水道事業所も、1年です。そして大畑庁舎の市民福祉課に、配属がえになって4カ月で、8月にこの着服を始めているわけです。市長、私前にもいろんなこういう議論をさせていただきましたけれども、市長は前の答弁で、固めたつもりはないというような答弁

をされています。そして、全庁的な均衡を意識して適正配置を心がけますと、そういう答弁をされています。そして、この答弁をされた直後にこの方が今の大畑の庁舎の市民福祉課に配属されたわけです。なぜこういう人事をされるのか。今の戒告とか、あるいは減給とかの処分、その上司の方々、所長を含めてされましたけれども、処分のそのあり方がこれでいいのですかということはこのなのです。なぜこの方への、こういう病気の方への配慮といいますか、やはり人事当局の目的、あるいは配慮の届く範囲に私は配属して、病気の治癒を促すというような思いやりといいますか、対応といいますか、私はそういうのが必要だと思うのです。そうでなくて、こうやって1年ずつあちこち遠くのほうに配属しているというような実態ではありませんか。どう考えたって、私はそう思うのですけれども、この辺についてどうだったのか、お尋ねします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 病気のことにつきましては、以前配属されておりました下北地域広域行政事務組合からの事務の引き継ぎはあったわけですが、今年の4月時点におきましては、病状が大分改善されたというふうに聞き及んでおりましたものですから、何ら問題がないものと認識していたところでございます。

そういう病気がちの方を本庁に置くべきではないかということでございます。もちろんそうできればいいわけですが、病気がちの方は、かなり相当数いらっしゃいます。いろいろな病気を抱えていらっしゃるのですが、その方々をすべて本庁勤務というわけにもなかなかまいりません。非常に職員数が限られた中で適正な配置を心がけるということの中では非常に難しい面もあるわけですが、さまざまのことを勘案し、市長と相談しながら、この配置に努めてい

るということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど来澤藤議員は、この人事のことで、思いやりを持ってやっているのかというふうなことでございますけれども、まさしく澤藤議員にお願いしたいのは、思いやりを持った発言をしていただければなと、この場では、その部分をお願いしたいと思います。

さらに、固めたのではないかと、つまり大畑庁舎にというふうな思いでのご発言だと思いますけれども、決してそういう配置をしたわけではございません。また、こういうふうな事案が起きると予想だにしていないうわけでございます。そういうことで、何とぞ思いやりのある発言を私からお願いしたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 市長のご発言の中には、澤藤に思いやりがないというような言い方がありますけれども、私がこういう発言をしなくて済むような人事をぜひお願いしたいと思うのです。

そこで、もう一つお伺いしますけれども、この職員の後にどういう人事をされたのか。人事の手当てです。欠員になったところという意味です。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 欠員になりました部署につきましては、臨時職員で対応してございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 福祉の担当に今残っている正職員が3人で、臨時職員が4人なのです。そういう体制で本当に地域の福祉行政ができるのでしょうか。私は、やはり恐らく今のその処分された上司と言われる方々も、自分の仕事が手いっぱい、新しく来た方の所掌している事務にきつと目が届かないような状況ではないかと思うのです。だから、点検をされて、現金の取り扱い、あるいは預

金通帳、印鑑の取り扱いについてのマニュアルをつくったとしても、それを本当にマネジメントできる職員がそれぞれの課にいないと、私はまたこういう事案は起こるのではないかなと思うのです。やはりきちっとした人事管理を私はすべきだと思うのです。市長、もう一度。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先般のような不祥事の起こらないような再発防止に現在努めております。

○議長（村中徹也） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時01分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎会議録署名議員の追加指名

○議長（村中徹也） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

5番横垣成年議員を指名いたします。

### ◎白井二郎議員

○議長（村中徹也） 次は、白井二郎議員の登壇を求めます。17番白井二郎議員。

（17番 白井二郎議員登壇）

○17番（白井二郎） 政友会の白井二郎でございます。この地に生まれ、この地域の皆様に育てられ、むつ市のシンボルであります新庁舎のこのすばらしい議場で一般質問を行う機会を与えていただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

むつ市議会第202回定例会に当たり、通告に従

い一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、前向きなご答弁をお願いいたします。

まず、むつ市都市計画と都市計画税についてお聞きいたします。都市計画のうち、都市計画道路についてお聞きします。都市計画道路は、むつ市の将来像のためには必要であり、防災、都市交通形成のためにも必要であります。現在むつ地域では、19路線、延長5万5,670メートルが計画されておりますが、本年度まで何メートル整備されているのか、また今後どのように整備を進めていくのかお伺いいたします。

私は、現状に合った都市計画道路を整備していくためには、計画路線そのものを見直す時期に差しかかっているのではないかと思います。現実味がある計画とするため、計画路線を休止するなどのお考えがあるのかないのかお伺いをいたします。

次に、都市計画税についてお伺いいたします。税は、市民が等しく、公平、公正に課税し、納税することが通常でございます。しかし、都市計画税は住居表示がされている地域の市民だけに課税されています。都市計画、また都市計画道路などは、市民一人一人が利用するものであります。そこで、次のことをお伺いいたします。

1点目として、現在県内の市で都市計画税を課税し、都市計画税の課税対象がどのようになっているのか、あわせてむつ市では何年前から課税されるようになったのかお伺いいたします。

2点目として、昨年度、今年度と都市計画税として課税された金額をお知らせください。

3点目として、都市計画税は目的税であります。当然都市計画だけに使われているわけでありますので、その内容をお示しください。

4点目として、税の基本は公正、公平に市民が等しく課税されるのが至極当たり前でございます

す。一部の市民だけが課税されている現状をどのように考え、認識しているのかお伺いいたします。

5点目として、今後都市計画税を廃止する考えがあるのかないのかをお伺いいたします。

以上、5点をお伺いいたします。

次に、技能者、技術者の表彰規定について質問いたします。むつ市では、学術、文化活動の功績に対し、文化表彰式がとり行われ、スポーツの分野で特に活躍された方には、個人、団体の皆様にスポーツ賞などを送り、よく市政だよりなどに掲載されております。しかし、なぜか当むつ市では技能者、技術者の方々を表彰する規定がありません。青森県では、技能者、技術者や後継者の育成は重要であると認識し、数年前より青森マイスター認定制度や青森県卓越技能者制度など各種事業を推進しております。技能者、技術者に従事されている方は、すそ野が大変広いわけでございます。大工、左官、機械工に菓子職人など、多くの人々が携わっており、技術力だけではなく、市の経済に多大に寄与されております。県では、毎年卓越技術者の表彰式がとり行われ、新聞紙上で紹介されており、当むつ市でも最もすぐれた卓越技能者として表彰された方もおります。

また、弘前市では、職人表彰制度、八戸市でも卓越技能者表彰制度があります。このことから、将来のむつ市の技能、技術の向上を目指す若者や人材確保、技術の後継のためにも必要であり、長年この道一筋で頑張ってきた方を表彰し、たたえることがとても重要であると思います。ぜひ来年からでも人材育成のためにも表彰規定を設ける考えがあるのかないのかお伺いいたします。

次に、消防団活動についてご質問いたします。現在消防団員の活動は、防災、災害、遭難、捜索だけではなく、出初め、観閲式、祭り、ネプタ警備、年末警戒、防火パレードなど多数の出動があり、その都度消防団員は現場に出動しています。

地域に住み、生活している人々の安心、安全、防災のため、仕事を持ちながら消防団員として一生懸命に活動に従事しております。

私自身も39年間消防団員として務めております。現在も、まだ務めております。また、他の議員の方にもそれぞれの地域で消防団員として活躍されている方が多くおります。しかしながら、近年、消防団員数が激減し、消防庁より毎年のように消防団募集のポスターの配布を受けております。当むつ地区には、本団と20分団があり、団員定数535名に対し、実質462名、欠員が73名でございます。また、大畑、川内、脇野沢地区も同様に定数に達しておりません。欠員の要因として、各地域、各分団でさまざまあると思われませんが、挙げられる要因として、地域に残る人の減少や仕事の多忙化などがあると思います。私が入団したころは、自営業、1次産業に従事している団員が多数でした。そのため、曜日に左右されることなく消防団活動に参加できたものでした。

近年サラリーマン化が進み、仕事の内容、会社のシステムにより消防団の趣旨に賛同されても、なかなか入団に踏み切れない方が多くいると思われれます。そこで、定数を満たし、団員確保、また火災や災害に出動できる体制が急務ではないかと思えます。団員が勤務しております企業、事業所などと市の協定などがあるならば、団員の消防活動にもますますの参加が望めることと思えますので、企業、事業所と行政が一体となり、地域の安心、安全、防災のためにも、また消防団団員の確保のためにも協定づくりが必要と思えますが、この考えがあるのかないのかをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 白井議員のご質問にお答えいたします。

まず、都市計画と都市計画税のご質問の第1点目、現在の都市計画についてであります。現在の都市計画区域は、むつ都市計画区域と大畑都市計画区域を合わせて約1万5,821ヘクタールとなっております。このうち合理的な土地利用を図るため、1,616ヘクタールの用途地域の指定や都市施設として道路29路線、延長7万5,110メートル、公園19カ所、面積約54.6ヘクタールのほか、ごみ焼却場、汚物処理場、火葬場、卸売市場、下水道を計画決定しております。議員お尋ねのむつ地区の都市計画道路についてであります。路線数は19路線で、延長5万5,760メートルを計画決定しており、このうち計画幅員どおり完成している道路の延長は2万294メートルとなっております。また、現在整備を進めている道路といたしましては、県が実施しております柳町桜木町線の国道338号大湊2期バイパス延長約3.7キロメートルとなっております。

なお、これまで着手できなかった計画道路については、国の運用指針により、長期にわたり事業に着手されていない道路等は、その必要性を検証し、見直しを行うことが望ましいとされており、これを踏まえ県では、平成17年に都市計画道路見直しガイドラインを定め、現在全県を対象に見直し作業を進めております。市でも県の作業と合わせ、市決定に係る道路の見直しを行っており、この結果を踏まえ、今後の整備の方向づけを検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、税の収納と支出についてであります。議員ご承知のとおり、都市計画税は都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業によって一般的にその利用価値が向上し、所有者の利益が増大することが認められる都市計画区域の土地及び家屋について、その受益関係に着目して、それらの事業に要する費用に充てるため

に土地及び家屋の所有者に対して課する目的税であります。目的税という性格から、納税者に対し、用途を明らかに説明すべきではないかのご提言と受けとめましたので、今後は市政だよりを活用しての周知のほか、決算時における主要施策の実績報告書に都市計画税の使い道を説明した項目を加える等工夫をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

都市計画税が一部の市民だけに課税されている現状認識についてのご質問につきましては、地方税法第702条により、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち市街化区域を原則とすることとされておりまして、むつ市は条例制定の昭和36年には都市計画区域全域に課税いたしておりましたが、昭和44年の農業振興地域指定法の改正により、農業振興地域、または市街地から離れたへんぴな山林等の地域は都市計画税の課税区域から除外することが適当であるとの自治省通達があったことから、市街化区域の線引きのない当市は、へんぴな地域の判断が不可能であったため、昭和53年から線引きが明確である住居表示区域に限定して課税しております。したがって、あくまでも法に基づいた課税区域であると考えております。

また、都市計画税の廃止を含めたあり方についてのご質問についてであります。この件につきましては、平成17年3月の市町村合併の際に、都市計画区域が定められている旧むつ市及び旧大畑町、一方都市計画区域が定められていない旧川内町及び旧脇野沢村との調整を試みたところでありますが、結果として5年間の不均一課税扱いにすることとして現在に至っております。しかしながら、この間、不均一課税期間終了後の取り扱いを検討する必要があることから、むつ市都市計画税検討委員会を平成19年2月から4回にわたり開催し議論を重ねた結果、都市計画税は引き続き住居

表示区域に課税するが、今後は社会環境の変化等も踏まえ、負担と受益について、納税者の理解が得られるように廃止または改正について検討を要すると意見集約されたところであります。

いずれにいたしましても、都市計画税の廃止を含めたあり方につきましては、まず納税者の方々に対する税の公平、公正の観点を基本に据え、他の自治体の状況や白井議員を初めとする識者からのご意見、さらには市の都市計画事業の実情等を総合的に勘案のうえ、固定資産税率との関連も視野に入れながら、今後見直しについて鋭意検討を重ねてまいり所存でありますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

県内他市の状況及び課税額等につきましては、税務調整監から説明いたします。

次に、むつ市表彰規定についてのご質問にお答えいたします。技能、技術者の育成策として、市の表彰規定に技能者、技術者に対する規定を設けてはどうかとのことでありますが、近年ものづくりの現場では、熟練した技能、技術者不足が深刻な問題となり、産業を支える基盤技術とも言われるすぐれた技能、技術者の育成は行政にとりましても喫緊の課題となっておりますことは、ご承知のとおりであります。背景として、若者を中心に生産現場での労働を敬遠する傾向が強くなったこと、経営の合理化や機械化とともに技能、技術者の高齢化が進み、後継者が育たなくなっていること等がありますことから、製造業を中心とした業界団体等においては独自の制度を設け、技能者等の育成に取り組んでおりますほか、各自治体に対しても、その対応が求められているところであり、昨年11月には青森県技能士会より卓越技能者に対する表彰制度の創設を求める要望書をいただいたところであります。

ご承知のとおり当市には、市の発展及び福祉の向上に寄与されたの方々に対する功勞表彰を初め善

行表彰、文化表彰及びスポーツ表彰の4部門の表彰規定があり、この中で白井議員ご提案のすぐれた技能、技術者の表彰につきましても、産業、経済の発展に寄与し、市の行政発展に著しい功績があった方々を対象とした大枠の中でとらえておりますが、すぐれた技能、技術者の方々を想定した規定とはなっていない実情にありますことから、貴重なご意見と受けとめまして、今後他市の事例、その他の制度を参考にしながら、前向きに検討してまいりたいと思います。

次に、第3点目の消防団活動についてのご質問にお答えいたします。最近の消防団を取り巻く環境は、全国的に団員が年々減少し、かつては200万人いた団員が少子高齢化や過疎化などの社会環境の変化や住民意識の変化により、現在90万人を割る状況となっており、これにあわせ団員の高齢化やサラリーマン化により、地域防災体制に重大な支障をもたらすことが憂慮されております。

当市の消防団について申し上げますと、本年の4月1日現在では、団員定数1,255人に対し、実員数が1,068人で、187人の欠員が生じております。消防団ごとでは、むつ消防団が73人、川内消防団が24人、大畑消防団が36人、脇野沢消防団が54人の欠員となっております。また、団員の平均年齢は43.3歳で、職種別では一般的にサラリーマンと言われる事業所等に雇用されている被用者の割合が72.6%となっております。全国同様団員の減少、高齢化、サラリーマン化が進む傾向にあります。消防団は、今さら申し上げるまでもなく、地域防災のみならず、地域コミュニティの中核的存在として、特に高齢化や過疎化が進行している地域においては、その担う役割はますます重要となっております。消防団員の確保は早急に取り組まなければならない重要な課題であります。同時に相当に困難な問題であると認識しておるところであります。

消防団にとって、事業所等の従業員が消防団に入団しやすい環境づくり、消防団員となった従業員が消防団活動しやすい環境づくりをすることが重要であり、このため消防団員の確保と活動環境を整備するため、総務省消防庁では消防団協力事業所表示制度を導入し、平成19年4月1日から施行したところであります。この制度は、従業員が消防団として相当数入団していること、従業員の消防団活動について積極的に配慮していることや、資機材の提供等により防災活動に協力している等の市町村が定める一定の認定基準を満たした事業所等を消防団協力事業所として認定し、認定された事業所には消防団協力事業所表示証が交付され、事業所の建物に掲示したり、自社のホームページ、パンフレット等に表示することができ、事業所のイメージアップにつながるのと同時に、地域防災力の向上が図られるというものであります。

県内において、この制度を導入しているのは、本年4月1日現在で青森市や弘前市を初め11市町村で、表示証交付事業所は23事業所となっておりますが、当市の実情に合わせて認定基準を定め、早急に制度の導入を図りたいと考えております。消防団員の確保に当たっては、現在は消防団を中心に事業所、個人等に入団をお願いしているところですが、今後は行政と一体となって団員の確保に向け、事業所等のご協力を仰ぎながら、消防団体制の強化に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） 白井議員ご質問の都市計画と都市計画税についての2点目、税の収納と支出について、市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、ご質問の青森県内における市部の課税状況及びむつ市における課税発生時期についてであ

りますが、都市計画税を課税しているのは県内10市のうち弘前市、五所川原市、十和田市、むつ市の4市であります。その課税区域は、弘前市と五所川原市が都市計画区域における市街化区域になっており、十和田市は住居表示区域及び一部条例で定める区域としております。むつ市におきましては、先ほど市長答弁でもご説明申し上げましたが、市街化区域が定められていないことから、むつ市税条例第124条に規定するところの住居表示区域としております。

税額の算定は、固定資産税の課税標準となるべき価格を課税標準額として、この価格に税率を乗じて算出した額としており、昭和36年から課税いたしております。

なお、税率につきましては、当初0.2%でありましたが、昭和41年に0.18%に改正され、現在に至っております。

次に、納税額についてであります。実績が確定しております平成19年度が1億8,100万円余、平成20年度が1億8,000万円余となっており、2カ年の合計額は3億6,100万円余となっております。この都市計画税の用途についてのご質問についてでございますが、平成19年度及び平成20年度の決算による合計額で申し上げますと、都市計画税3億6,100万円のほか、一般財源から2億700万円を補てんし、合計5億6,800万円が都市計画事業に充当されております。その内訳といたしましては、むつ地区における下水道整備事業に対する一般会計繰出額への充充分として約4億4,700万円のほか、これまで整備を行ってまいりました横迎町大平町線等の街路整備事業及び金谷公園等の公園整備事業の地方債償還財源として約1億2,100万円となっております。

以上です。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） 再質問をいたします。

まず、都市計画道路についてお伺いいたします。今市長の答弁では、今後見直すということでございます。当然私も見直すべきだと感じております。ただ、市長答弁にあったのですが、たしか大畑地区にも恐らく10路線ぐらいあると私は認識しているわけですが、この大畑地区の10路線とむつ地区の19路線、整備が手つかずの路線は幾らあるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 全く手つかずの街路ということでございます。大畑地区では10路線中5路線には手がついていない。むつ地区は7路線でございます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） わかりました。ということは、大畑地区は10路線の半分はただ計画だけだと、正直言って絵にかいたもちだということでございます。また、むつ地区でも19路線のうち7路線が手つかずということでございます。計画だといえればそれまででしょうけれども、やはり現実味のある都市計画をするためには、今後はきちんとした路線を決めてかからなければ。後から質問しますが、都市計画税としていただいているのです。それをただ絵にかいたもちでは、ちょっと市民に対して申しわけないと思いますが、その辺のところをどのように考えていますでしょうか。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 計画路線が手つかずということのご指摘であります。今後の道路の整備につきましては、現在都市計画道路の見直しを進めておりますので、その結果を踏まえ、検討してまいりたいということで考えております。

また、計画倒れというご指摘でございます。これにつきましても、見直しを踏まえて今後の方向づけがされますので、この後は計画倒れということがないようになるものと考えております。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） 計画があって、それから整備が進むという形になれば一番いいのですが、今までこの都市計画が、今たしかマスタープランが来年、見直す計画がされていますが、やはりマスタープランにも当然これは入れるべきだと私は思うわけです。その意味で、確実に進める計画道路をお願い申し上げます。答弁は、同じだと思いますので、よろしいです。

続きまして、都市計画税についてご質問をいたします。税務調整監から、今10市のうちで当むつ市を入れて4市だけが都市計画税を徴収しているということです。ということは、あと6市は取っていないということに当然なるわけですが、その事情がわかりましたら、わかる範囲で結構です。

○議長（村中徹也） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） 4市以外の6市につきましては、固定資産税で徴収しておるようでございます。と申しますのは、固定資産税の税率、当市は1.4%でございます。残り都市計画税を採用していない6市につきましては、低いところで三沢市の1.4%から高いところで、弘前市が1.8%の固定資産税率になっております。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） 今税務調整監から、固定資産税に加算されて徴収すると。ちょっとお伺いしますが、これ全世帯と申しますか、全人口、大人、税金払っている方が対象ということで理解していいのでしょうか。

○議長（村中徹也） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） お答えいたします。

都市計画税につきましては、参考までに申し上げますが、当市は固定資産税の納税義務者がおよそ3万人です。それに対しまして、都市計画税の

納税義務者が1万7,000人になります。都市計画税は、対象区域によって少なくなるわけですが、固定資産税は家屋、土地、それから償却資産をお持ちの方、全地区全員に課せられるものです。都市計画税は、今ご説明申し上げましたように、指定地域の土地と家屋に課税される税でございます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） ということは、他市では固定資産税で合算して皆さんから徴収していると。むつ市、本当に不合理ですね。家を持って、土地を持って、借金払って、なおかつ固定資産税と都市計画税を払っていると、この現実なのです。道路、公園も下水道も当然皆さんが共有するものですから、やはり私は何回も言いますが、税の公正、公平、税法があだとかこうだとかは正直言ってそういう難しい法律はわかりません。やはり一般の市民感覚になって物を考えて税を徴収すべきと、私はそのように感じています。

また、2点目ですが、昨年度と今年度、通年1億8,000万円ぐらいの徴収額。ということは、10年間であれば18億円、その人方から多くもらっているわけです。でも、正直言ってその人らは本当に恩典があったのでしょうか。先ほど言いましたバイパス線、皆さんが共有するバイパス線なのです。それを、要は今大畑地区は都市計画があります、大畑地区は都市計画税をもらっていないわけです。むつ地区だけもらっているわけです。この辺の不合理さをどのように考えているのでしょうか。

○議長（村中徹也） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） まず、ご理解いただきたいのは、先ほど市長答弁でもご説明申し上げましたが、都市計画税は都市計画事業または土地区画整理事業によって課税区域内の土地、家屋の利用価値が向上するという一般的受益関係に

着目して課税する目的税であります。個々の事業と個々の土地及び家屋の具体的な受益程度に応じて課税するものではないということをご理解いただきたいと思います。したがって、課税区域は都市計画区域内の一定の区域の土地及び家屋に対して原則として一律課税されるべきものであるということでございます。このことから、今後見直しに当たっては、受益が及ぶと考えられる課税区域の設定が大変難しくなると考えております。いずれにいたしましても、税率調整は税務主導で行えるものではありませんので、合併後の各地区のインフラ整備状況と土地政策、農業政策、都市計画等の今後の事業の進め方、そしてまた財政状況、少子高齢化等により激変する社会環境などなど十分考慮しながら、納税者の理解が得られるように慎重に検討してまいらなければならないと考えておるところでございます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） わかったようなわからないような説明ですが、要はこの都市計画税、住居表示されて課税されている方の住んでいるところは、それだけ地域がよくなるから税金を下さいということでしょう、はっきり言えば。でも横迎町はどうですか。全然変わっていませんよ。やはりその辺のところを踏まえて課税をしてもらいたいと私は思います。これは幾ら話ししても、水かけ論の要素がありますが、やはり皆さんが利用する公園であります。また、下水道も当然そうなります。私はほかの市に倣って、極端に言うともつ地区だけでなく、合併して5年たちましたので、税を見直すためにはむつ市内の方から固定資産税に加算してもらいべき、徴収すべきだと思いますが、その辺のところ市長はどのように考えていますか。

○議長（村中徹也） 税務調整監。

○総務部税務調整監（對馬映子） 先ほどもお答えいたしましたように、今検討中でございますので、

今後その辺のことも考慮しながら前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） わかりませんが、でも先ほど市長の答弁の中に、今までは税をかけるときは、きちんと予算書にのっているわけですね。でも使ったのに対して今までこの1億8,000万円は全然報告はなかったわけです。正直言って、目的税でもらっているけれども、どの目的で使っているかというのを市民は全然わからない。まして私議員でございますが、正直言ってわかりませんでした。やはりそれを透明にするべき。そして、先ほど申し上げたとおり、皆さんが利用する場所、道路でございますので、何とぞ重ねて税制を、もう一度それをお願い申し上げて、この件はこれで。また後からこの件は改めてやりたいと思います。

続きまして、技能者と技術者の表彰規定について質問いたします。認識は市長も必要だと、表彰規定は設けるべきだという認識で一致していると思いますが、その辺のところをもう一度確認します。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 設けるべきというふうなことよりも、これまでこういう技能者の方々、技術者の方々に対して表彰がされていなかったということの、まずちょっと私自身も前から感じておりました。その部分では前向きに検討すると。しかしながら、どういう基準でこれを表彰するのかというふうなところは、十分これは研究しなければいけないだろうと思います。

壇上でもお話ししましたように、昨年には青森県技能士会から卓越技能者表彰制度の創設をしてくれということでの要望も来ております。この部分で、例えば青森県伝統工芸士認定制度というふうなこともあります。認定をすることでいいのか、それともどの程度のレベルで判断をするか、この

表彰をするというふうなことは非常に難しいところがあると思うのです。つまりスポーツですと、例えば全国大会出場何位以内とか、オリンピック出場選手とか、そういう形で一つの結果として出てきます。しかしながら、技能、技術というのは、なかなか、例えば全国大会で優勝したとか、技能大会で優勝したとか、そういうふうな方に対しては非常にしやすいところがございますけれども、例えば先ほど白井議員もお話のとおり、ケーキの職人さん、そういうふうな方、例えばどういう基準でこれを表彰するのかというところが非常に難しいと思いますので、これは研究して前向きにしっかりと取り組むということはこの場でお約束をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） 恐らく認識は一緒だと感じました。

先ほど市長が言ったとおり、正直言ってこの基準もなかなか面倒だと私もわかっているわけです。例えば商工会議所が現在毎年のように、会社に10年、15年勤務されて、商工会議所の主催で表彰を行うとか、そういう明確な基準があれば、それもできますが、どこまでが技術で、どこまでが技能者で、どこまでいったら表彰するかという規定は、私自身もちょっと、でも現に県とかほかの市でやっているわけです。むつ市にできないということは私はないと。そのような確信のもとで、でも県内でもないのであれば、ちょっとこれも基準が面倒でしょうけれども、前例があるわけですので、ぜひいろんなのを考えてもらいたいと。

また、市がおでかけ市長室などをやっていると思います。大工さんでもお菓子屋さんでも組合とかいろいろあるわけです。その人らの考え方とかを聞いてもらいたいと思いますが、こういう聞く耳は持っていますでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 大いに聞く耳を持っており  
ますし、耳を澄まして各種団体、例えば鉄工組合  
だとか菓子組合だとか理髪業組合だとか、そうい  
うさまざまな部分で研究をさせていただいて、前  
向きに検討したいと。これは、もう先ほどもお約  
束しましたけれども、改めてお約束をして進めて  
いきたいと、このように思います。

これは、青森市匠の職人表彰規則ですけれども、  
この匠の職人表彰では、こういうふうな表現がさ  
れております。「現に就業する職種に係る技能に  
おいて市内の第一人者又は将来の活躍が特に期待  
される者」と。市内の第一人者ということをごだ  
れが決めていくのか。特に市長が定めるところ  
もあるわけですが、そういうふうなところは、ス  
ポーツだとか文化賞と比べまして非常に  
難しいところがあるということをご理解をいた  
だきながら、これは本当に前向きに研究をさせ  
ていただきますし、さまざまな団体のほうから  
声を、耳を澄ましてお聞きして取り組んでい  
きたいというふうに思っております。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） わかりました。ぜひ前向きな  
考えをお願い申し上げます。

最後でございますが、消防団活動について再質  
問をいたします。壇上より私申し上げたわけ  
ですが、やはり今の世の中は大変企業も厳しく、な  
かなか協力したくてもできないという事情も私  
は認識しているつもりでございます。でも今  
までは行政が一切構わず団員の募集とかいろ  
んな面で各分団に正直言って丸投げをしてい  
るのが実情であります。せめて後方支援とい  
いますか、行政でできる範囲の後方支援とい  
うことは、事業所なり企業に消防団を理  
解してもらおうとか、そういうのを一  
回でもやったことがあるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今までそういう実績がない

ということをお伺いしておりますけれども、これ  
までは消防団におんぶにだっこの部分があっ  
たと思うのです、消防団員の確保については。  
今後は、行政がやはり消防団としっかりと連  
携をとっていかねばいけないと、こういうふう  
な認識を今強めたところでありますので、今  
後に向けて消防団とよく連携をとって団員の  
確保に向けて、これは全国的な問題でありま  
すけれども、何とか充足させていきたいと、  
このように思っております。

地域の防災のために、また39年間消防団員  
としてお務めになっております白井議員のさ  
まざまなご提言を受けて、どういう攻め方  
を、どういうアプローチをしていけば団員  
の皆さんがふえてくるのかと、そういうふう  
なことにも耳を澄まして進んでいきたいと、  
このように思います。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） そういうふうに市長が  
言うのですから、信用しなければなりません。  
本当に市長、忙しいのです。先ほども言  
ったとおり、今の消防団は火災とかそれ  
だけをやっているだけではない。このほかに、  
今あります原子力講習会とか、そのた  
びに団員を出さなければならないわけ  
です。でも日曜日とかそういう場合は皆  
さんの協力のもとでやっているわけ  
ですが、今度平日になったら、正直  
言って、自営業者とか限られた人しか  
できない。そういうような事情もよ  
くわかってもらいたいと思います。

また、先般の東奥日報に町内会の話し  
合いのときに、来年、防災ハザードマ  
ップができる。でもあのハザードマ  
ップでも消防団の協力がなければ  
できないわけです。再度もう一度心  
強い団員に対するご答弁願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 事業所等の協力を  
仰ぎながら、消防団と連携を密にし  
ながら、そしてまたさまざまな立  
場の方もおいででございますので、事

業主の方、そしてまた事業所に勤めている方、団員がおるわけでございますので、もろもろそういうふうなところに耳をしっかりと傾けて、この消防団員の確保に向けて努力はしていきたいと思えます。

しかしながら、全国的に人数が減っている原因もあろうかと思えますので、それらもよく研究をしながら、ならばどういう対応をすれば消防団員の方々がふえていくのかというふうな取り組みをしていかなければいけない。今議員お話しのとおり、防災のハザードマップ、いざ何かあったときには消防団の団員の皆様方のお力をかりてさまざまな対応をするわけでございますので、こういうふうな形でエフエムアジュールを通して市民の皆様方に消防団の大切さ、そしてありがたさ、そういう意義のあるところ、こういうふうなことを白井議員がお話しなさったということは非常に意義のある一般質問だと私は思っておりますし、そういう意味で、この声を聞いていただいた方々が、より消防団に対しての意識を持っていただくという場面にしていただきましたことに重ねて感謝を申し上げながら努めてまいりたいと、このように思えます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） 大変ありがとうございます。やはり全般に私現在のむつ市の財政を考えると、金のかかる質問をしても、なかなか市長は首を横に振る回数が多いのですが、こういう私のきょうの提言は金のかからない、余りかからない。税制もやめろとは言っていないのです。見直すべきだという提言でございますので、決して市税の財政には影響するものではないと思っています。今後ともよろしく願い申し上げて一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（村中徹也） これで、白井二郎議員の質問を終わります。

午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎会議時間の延長

○議長（村中徹也） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

### ◎工藤孝夫議員

○議長（村中徹也） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。4番工藤孝夫議員。

（4番 工藤孝夫議員登壇）

○4番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第202回定例会に当たり一般質問をいたします。

第1は、交通行政であります。この問題につきましては、これまでもむつ市議会第191回定例会を含めてただしてまいりました。すなわち、地方の歯どめない過疎化の進行に伴い、過疎地域での公共交通の崩壊が深刻化している状況のもとで、お年寄りや身体に障害を持つ方など、いわゆる交通弱者の足の確保に行政がいかに対応するのかという問題であります。

この問題について、市行政としては平成18年10月及び平成19年10月制定の法律に基づき、むつ市地域公共交通活性化協議会を設置して協議に入られていることは承知しているところであります。そうした状況の中で、これまで訴えてきましたように、川内地区河川沿いの6地区を結ぶJR廃止代替バスが地元の交通バス会社で運行され、住民の足となっています。しかしながら、上り3

便のうち湯野川地区始発朝一番8時20分では、大湊線列車快速「しもきた」の8時1分にも、次の9時10分にも間に合わず、利用できません。同時に、むつ市行きむつ総合病院経由のJRバスに間に合わない現状にも変わりありません。地域住民の切実な願いであるJRバスとの接続の懸案事項が地域公共交通活性化協議会の中でどのように取り扱われているのか、状況と見通しを含め、進捗状況について答弁を求めます。

第2点は、診療所受診の利便を図ることについてであります。4月から診療所に格下げとなり、医師の退職、減少に伴い、毎日受診できた整形外科診療が毎週水曜日の午後からの受診となったのはご承知のとおりであります。このため、水曜日の整形外科受診の日は、午後からの受診ともあって、患者の診察が終わるのは当然ながら遅くなるという状況があります。本町住民以外の山の手6地区の受診患者は、午後零時45分発の下り湯野川行きの路線バスに間に合わないと、最終便の5時13分まで待たなくてはならないという実態にあります。一方、脇野沢方面のJR便も4便しかなく、午後2時23分の下り脇野沢行きのバスに間に合わないと、6時37分の最終便まで待たなくてはならないのです。このように川内町の山の手6地区と宿野部、蛸崎の2地区、そして脇野沢本村住民にとって新たな悩みが増えられました。私は、こうした地区住民の新たに抱えた苦悩の軽減を図っていただくべく利便対策を切望するものであります。

ちなみに、1町3村が合併した長野県木曾町では、先陣を切った行政を展開し、注目を集めています。ここでは、1つに、病院をターミナルとして3支所を結ぶ幹線バス、2つに、支所の周辺部を結ぶ巡回バス、3つに電話予約で自宅とバス停を結ぶデマンド型タクシーの3種類で運行しています。当然財政問題はあるものの、合併前最大

1,560円のバス代がすべて200円と、住民こそが主人公を貫いています。私は、週1回整形外科のある日、受診者の利便を図る方策方を強く要望するものですが、ご答弁を求めます。

次に、行財政について質問いたします。鳩山新政権の目玉とされ、予算の無駄を洗い出すとして設置された行政刷新会議のいわゆる事業仕分け作業が一たん終わったことが報道されました。無駄な事業は廃止や削減されることは国民の要求であり、当然であります。しかしながら、科学技術、学術文化分野の予算削減に9つの大学学長が、科学技術立国の基盤の崩壊、学術、文化の創出に至るとして共同で声明を発表したように、この仕分けは本当に国民の目線に立ったものだったのか、これが問題であります。軍事費、大企業、金持ち優遇という膨大な予算を抱えるこれらは聖域扱いとしてメスは入りませんでした。共産党以外の政党が税金を分け合っている政党助成金や官房機密費なども除外です。一方では、ビタミン剤、湿布などの保険外し、入院時の食費、室内料負担の見直しなど、国民が期待した民意に沿った形になっているとはとても思えないものに裁定されました。このようにして、9日間に及ぶ447事業が終わったことが報道されています。また、報道では廃止と判定された各省の事業は78で、2010年度予算概算要求額で計1,373億円と報じています。

そこで質問いたしますが、事業仕分けの判定別では、廃止、見直し、削減、国庫返納と分別されていますが、仮にこれに基づいたまま最終予算が編成された場合、市が現在進めている事業及び長期総合計画に基づいた事業計画に影響の及ぶ事業があるのかどうか、あるとしたらどういうものか。2点に、市の計画以外のもので考えている事業があったらお聞きいたします。また、その際の影響の有無と対応策はどうされるのかお尋ねいたします。

質問の第3は、公共建築物の安全対策についてであります。国土交通省の調査によりますと、地方自治体が管理する都道府県や市町村道などの橋のうち、老朽化などにより通行どめとなっている橋は143カ所に上っていることが先月11月4日までに明らかになりました。大型車など通行車両の重量制限を行っている橋も977カ所あったとしています。調査結果は、自治体からの回答を集計した2008年4月時点のものとしています。通行どめの橋のうち、都道府県別、県は4カ所、市町村道は139カ所で、ことし3月時点で定期点検を行っている市区町村は4割弱、その理由は財政難ということであります。国道を含む全国の道路橋の数は67万8,600カ所に上り、うち都道府県と市町村が管理する橋が9割を占めることが報じられております。こうした現状にありながら、財政難と技術者不足で補修はおろか、点検すらままならないというゆゆしき調査結果であります。これらを踏まえ、むつ市の管轄下の橋の補修、点検はどのようになっているのか、生命及び財産の安全にかかわる問題です。全体の実態と現状、対策方について答弁を求めます。

次に、学校、保育所、公園など競技用用具や遊具など、日常の暮らしに密着しており、何より安全であることが求められます。この補修や点検状況についてもご答弁を求めます。

以上、住民が直面している切実な問題を中心にただしました。市長並びに理事者におかれましては、前向きで誠意のあるご答弁を求め、壇上での質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、交通行政についての1点目、公共交通システム等地域公共交通活性化協議会の進捗につい

てのご質問であります。議員ご承知のとおり、住民の生活に必要な交通手段の確保、旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な乗り合い旅客運送の新たな取り組みに関する事項等を協議するため、昨年9月にむつ市地域公共交通活性化協議会を設置し、これまで3回の協議会を開催しているところであります。委員の構成といたしましては、当市を初め交通事業者、青森運輸支局、住民利用者の代表等で構成しており、住民利用者の代表といたしましては、高等学校長協会下北支部、むつ市連合婦人会、むつ市老人クラブ連合会、むつ青年会議所、むつ市連合PTA及びむつ商工会議所の代表の方々が委員となり、地域や住民の意見を当協議会の場に反映していただくこととしております。

当協議会では、市内において下北交通株式会社及びJRバス東北株式会社が運行しております路線の新設、廃止、一部廃止、減便及び増便等の案件に係る協議、承認、報告がこれまでの主なものであります。当市におけるバス交通の現状、新たな公共交通システムの事例、高校スクールバスの運行状況等さまざまな地域公共交通に関する情報を提供いたしまして、委員の皆様にはバス交通に対する理解を深めていただき、当協議会の目的に即した協議、検討の一助としているところであります。

一方、湯野川線などの廃止路線代替バス等に係る検討につきましては、地元の方々を交えた協議が必要であるとの観点から、それぞれの地区において当協議会の下部組織として地区分科会を設け協議検討を進める予定としております。大畑地区においては、現在薬研・小目名線は廃止となっております。バス事業者から去る3月に利用者の減少等により路線の維持が困難となり廃止したい旨の申し出を受けたことから、大畑地区分科会を3月25日に設置し、現在まで5回の分科会を開催

し、これまでのバス交通にかわるデマンド型乗り合いタクシー等の新たな地域公共交通の構築に向け検討協議を進めているところであります。

次に、2点目の川内交通湯野川線とJR幹線バス「下北シーサイドライン」との接続についてのご質問であります。昨今むつ総合病院や青森市の病院に受診する方がふえているということから、田名部方面へ向かうJRバスの朝一番の便に接続する湯野川からの便が必要であるとの声が多いということは事業者からも聞いているところであります。便数の増については、会社の事業採算性の問題が根底にありますことから、かなり厳しいと伺っており、現状においては実現が難しいものと考えております。しかしながら、JRバスとの接続に係るバスダイヤについては、協議会における調整事項とならないものであることから、市として湯野川線沿線の利用者のご意見等を伺いながら、利用しやすいダイヤについて会社側と協議していきたいと考えているところであります。

次に、3点目の診療所受診の利便性を図ることについてのご質問であります。現在川内診療所では平日の内科、外科、リウマチ科、歯科の診察のほか、毎週水曜日の12時から整形外科の診察を行っております。整形外科の診察が週1回ということで受診者が多く、脇野沢地区の受診者が診察を終えてJRバスの午後2時半ごろの便に間に合わない場合は午後6時代の最終便に乗らなければならないという現状につきましては、去る11月19日に脇野沢地区で開催しましたおでかけ市長室においてもご意見があった事案であります。この件につきましては、診療体制にも絡んでいることから、現在一部事務組合下北医療センターにおいて脇野沢地区からの受診者に配慮した診療体制等を鋭意検討しているところであると伺っております。いずれにいたしましても、脇野沢、川内地区の公共交通に係る諸問題につきましては、より地

域に密着した目線で意見交換等を行うむつ市地域公共交通活性化協議会の下部組織であります地区分科会を今後設置し、西通り地区の公共交通のあり方等について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、行財政についての1点目、新政権による事業仕分けと市の事業計画への影響についてのご質問にお答えいたします。目時議員へのお答えと一部重複いたしますが、事業仕分けにつきましては、公開の場において外部の視点も入れながら、それぞれの事業ごとに要否等を議論し判定するものであり、透明性を確保しながら予算を見直すことができる有効な方法として今般国において導入されたものであります。

事業仕分けに当たりましては、国民的な観点から、国の予算、制度、その他国の行政全般のあり方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割のあり方の見直しを行うことを目的として、去る9月18日設置されました国会議員や有識者で構成される行政刷新会議において進められ、先般対象となりました217項目の事業について9日間にわたる作業を終えたところであります。

この仕分けの検討結果につきましては、国の平成22年度予算編成における重要な判断材料として示されたところであり、現在精査が進められておりますが、どの程度反映され影響が生じるのかは不透明な状況にあります。なお、市の事業計画への影響、2点目の市以外の事業への影響につきましては企画部長から説明いたします。

次に、公共建築物の安全対策についてのご質問にお答えいたします。1点目の市及び国・県管理の橋の補修、点検の現状についてのご質問であります。市では平成19年4月に制定された橋りょうの長寿命化修繕計画策定事業費補助制度を活用し、平成21年度から市道における83の橋りょうについて、平成25年度までに調査点検を終了し、安

全対策を講じてまいりたいと考えております。平成21年度は、橋長15メートル以上の44の橋りょうについて調査点検のもととなる基礎資料を作成いたしております。来年度以降引き続き残る15メートル未満の39の橋りょうについて基礎資料を作成し、並行して具体的な点検作業を進め、橋りょうの長寿命化と安全対策に取り組んでまいり所存であります。

一方、国・県の管理する橋りょうにつきましては、青森県が全国に先駆け、平成18年度より点検及び補修工事を行っており、平成21年度はむつ下北管内の国道、県道において20の橋りょうの補修工事を発注していると聞いております。

また、農道、林道等の橋りょうについては担当部長から答弁をいたします。

2点目のご質問の学校に関しては、教育委員会から答弁があります。また、保育所、公園等に関しては、それぞれ担当部長から答弁をいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 教育委員会が所管する学校、公園の遊具の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、学校遊具につきましては、子供たちが毎日使用するものでありますので、随時教職員が点検することとしておりまして、不良箇所等はその都度連絡をいただき、教育委員会で補修をしているところであります。補修までの間時間を要する場合には使用停止の表示を施し、ロープなどで立ち入りを禁止するなどの対策を講じているところであります。また、補修不可能となった遊具につきましては、速やかに撤去することとしております。

また、教育委員会が所管する学校以外のむつ運動公園、大畑中央公園につきましても、指定管理

者により随時点検を行い、学校施設と同様の安全対策を講じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 行財政についての1点目、新政権による事業仕分けと市の事業計画への影響について市長答弁に補足説明をさせていただきます。

事業仕分けの結果が仮にそのまま政府案となった場合のむつ市長期総合計画実施計画への影響についてであります。直近の平成20年度から平成22年度の計画に計上されております影響の可能性がある事業につきましては、予算の縮減とされました水産基盤整備事業にかかわる漁港整備事業県営負担金、それから実施は各自自治体の判断に任せるとされました下水道整備事業の2件となっております。しかしながら、先ほど市長の答弁にもございましたように、仕分けの対象となりました事業については、個別、具体的内容が示されておりませんし、実際にどの程度の影響になるのか、とらえることができない状況にありますことから、多くを語ることはできかねます。したがって、国の予算編成や各事業における予算執行の運用方針など今後の動向を注視し、その影響を見きわめてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、事業仕分けによる市以外のと、議員おっしゃる市以外ということにつきましては、国の制度によるという意味で受けとめさせていただきました。そういった事業への影響についてであります。長期総合計画にはのっていないものの、市の事務事業全般を俯瞰した場合に影響が考えられるものはないかとお尋ねの趣旨ということでございますが、この点につきましては、金額的に大きいものの例で申し上げますと、まず地方交付税についてであります。これにつきましては、抜

本的な制度見直しを行う必要があるとされましたほか、電源立地地域対策交付金においては使途を自治体の自由な判断に任せるべきということが取りまとめとして出されておりますし、また保育所運営負担金においては、子ども手当が創設される中で、平成10年から使われている現在の費用徴収基準でいいのかどうか、応能負担の妥当性という点を具体的に検討すべき等とされたところであります。

前段で申し上げましたように、個々、具体的な内容については示されておられませんので、将来の構想にあるものも含めまして、今の段階では実際の影響額がどの程度になるのか、まだまだはかりかねるといのが実情でございます。今後国家戦略室での議論や財務省の予算査定経過等、国の平成22年度予算編成状況を注視してまいりたいと考えておりますので、重ねてご理解賜りますようによろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） ご質問の3点目の公共建築物の安全対策について、市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、経済部が所管する農道、林道に係る橋の点検と補修の状況についてであります。農道にかかる橋は、川内地区の3農道5カ所、また林道にかかる橋は、川内地区3路線3カ所にかけてありますが、年1回の目視により点検し、異常がないことから補修は実施しておりません。そのほか遊歩道等には川内地区3カ所、大畑地区2カ所に橋がかかっております。これも毎年目視による点検を行い、3カ所については異常がないことを確認しております。川内川渓谷下流に設置されているつり橋のあじさい橋については、平成20年度に調査を委託した結果、おおむね問題はありませんでしたが、一部の床板が腐食していることか

ら、ことしの春に交換しております。また、上流のあすなろ橋については、6本のケーブルでの張力により維持されておりますが、このうち1本に若干のたるみを確認したため、今後注意深く目視の点検を続けるとともに、補修等についてはどのような方策をとるべきか検討を進めております。

次に、遊具等を設置している公園等の点検と補修の状況についてであります。むつ地区の早掛レイクサイドヒルキャンプ場及び脇野沢地区の山村広場、滝山農村公園の3公園であります。この中で山村広場の滑り台は老朽化と損傷により補修できる状況にはないことから、現在は使用を禁止する措置をとっており、今後は撤去する方向で検討を進めております。他の2施設については、毎年目視により点検を行い、異常がないことから補修は実施しておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 遊具の安全対策に関する保育所に係る部分についてお答えいたします。

市内には、むつ地区3カ所、大畑地区1カ所の合計4カ所の保育所がございます。これら保育所の遊具の状況ですが、むつ地区の3保育所の遊具につきましては、昭和41年設置の遊具を初め相当の年数が経過しているものがほとんどであり、現在の設置数は新町保育所4基、横迎町保育所3基、緑町保育所4基となっております。また、大畑中央保育所につきましては、平成14年に7基が設置されており、比較的新しいものであります。各保育所の遊具に関しましては、年1回専門業者に委託して点検を行っており、異常等が指摘された場合にはすぐに補修をいたしますし、修理不可能な場合には撤去することとしております。そのほか各保育所では、毎月1回職員による触診や目視による点検をして記録しているところであり、さら

に利用時にも確認するなど、その状態を常に観察いたしております。いずれにいたしましても、子供たちには安全、安心な環境を提供してまいりたいと存じておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 公園の遊具の点検補修について建設部所管にかかわる部分を市長答弁に補足説明させていただきます。

建設部が所管する公園は、40カ所ございますが、このうち遊具を設置している公園は29カ所で、117基の遊具が設置されております。これらの遊具の点検は、年1回専門業者による点検のほか、日常の管理において職員の目視による自主点検も行っております。これらの点検結果をもとにふぐあい箇所を修繕を実施し、安全確保に努めているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 質問の3点目から再質問させていただきます。

橋の補修点検にかかわることです。国土交通省では進まない原因は財政の不足ということも言っているわけですが、同時に橋の維持管理を担当できる技術職員が市町村では平均3.5人だと、こういうふうに言っているわけです。そこで、この維持管理を担当できる技術職員はむつ市では何人ぐらいいるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

橋の点検等の詳しいところを見れる技術者ということになりますと、そんなに数多くいるわけではございませんが、今青森県のほうでその点検の仕方、これらの研修をしております。それにうちのほうの職員、技術職員が行って交代で研修を受

けてきておりますので、人数はふえてきておりますけれども、今何人という人数までは把握してございません。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 人数については把握していないけれども、研修にやっているという答弁でした。こういう職員の育成ということについて、市長はどういうふうを考えておられるのでありましようか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 橋の問題、技術者というふうなことで、橋に限って言いますけれども、例えば橋りょうの強度の部分だとかさまざまな部分で、そういうふうなところはなかなか、私も素人ですので、よくわかりませんが、非常に強度の部分では張力だとか、そういうふうなものもあろうと思います。しかしながら、そういう技術者は何級だとか、1級だとか2級だとか、そういうふうな技術的な免許を持っていなくても、当然市といたしましては、さまざまな講習、そして研修会等を通じて技術力を高める必要性は認識しております。それで対応していきます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） この点については、ぜひそういう方向で取り組んでいただきたいと思いますというふうに要請したいと思います。

事業仕分けの問題であります。私むつ市の長期総合計画、これは全体の骨格をなすものだという意味で尋ねたわけですが、いろいろ廃止された中身を見ますと、例えば市がこれまで取り組んできた産学官連携事業は廃止だと。金額にしては268億円だと、こうされているわけです。こういう事業、今までやってきた、あるいはこれからもやっていくのかどうかわかりませんが、こういうのはどういうふうに進んでいくのでありましようか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） あくまでも事業仕分けの段階でそういう話し合いがなされたものでありまして、今後予算の中でどういうふうな事業仕分けで仕分けられた判断が予算に結果として出てくるのかは推移を見守るしかないというふうなことでございます。

今二百数十億円の削減というお話がございましたけれども、それが果たして予算に、そのとおりの形で削減されていくのかどうか、これはまだ全く見えないわけでございます。これから平成22年度の国の予算が策定されるわけでございますので、その推移を見守るしかない。地方公共団体としてはそういう形で注視するというふうなことしかないと思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 演壇でも申し上げましたけれども、この仕分けの結果によって、今言った産学官連携事業がこれだけ話し合われてきたと思うのですけれども、これは廃止だというふうになったわけですね。これがこのまま予算措置されずに廃止になった場合、市としてはこういう事業等についてどういうふうに進んでいくのでしょうかということをお聞きしたかったわけです。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 議員おっしゃる意味は、産学官が事業仕分けにおいて今取りざたされた。廃止と、その事業の意味は、私ども市独自で産学官、雇用の場の創出という意味の取り組みの次元とは違った趣旨のものと私は理解しております。それでお答えにさせていただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） ついででありますので、お尋ねします。

下水道事業5,188億円、これも地方の判断だと、

地方移管だと、こういうふうになっております。これなどの影響についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 下水道事業が地方に移管するというふうなこと、これも事業仕分けの中での判断がなされたわけでありまして、今後国のほうで予算を策定する中でどういうふうな反映されていくのかしっかりと注目していかなければいけない。今はその段階でございます。それ以上のことはなかなか判断はできないものだと、このように思います。これからの話でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 交通行政について、確認の意味で再質問いたします。

市長答弁は、湯野川線がJR幹線との接続の問題、それからむつ総合病院の経営の問題、これについては下部組織をつくって住民とバス会社とで今後話し合っていきたいという答弁だったと思えますけれども、それでよろしいですか。

それから、新たに出てきた問題で整形外科の受診の日の足の確保については、デマンド型乗り合いタクシーという方向で協野沢方面、これは協議会の中で検討していくと、これでよろしいですか。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 西通り地区につきましては、先ほど市長答弁にもございましたように、今大畑地区の分科会において薬研・小目名線の代替の公共システムについて最後の詰めの調整に入っている段階でございますので、それを見きわめながら、西通り地区のほうの検討に、大畑と同じような分科会を設けて、地域の現場の声をしっかりと受けとめながら、よりよい公共交通システムということについて議論をさせていただきたいと、こういう考えでございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 脇野沢地区のほうではそういう方向で進めていきたいという部長答弁でございました。

ちなみに、6集落を抱える湯野川方面ではどうなのでしょう。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 地域地域によりまして、同じような類型と思われましても、いろんな種類の違い、異なった背景がございます。しかしながら、大畑の薬研・小目名線と同じような中で、また西通り地区の脇野沢におきましても、湯野川のラインもそうでございますが、同様に地区の分科会、これにつきましては脇野沢は脇野沢で個別にという形がよろしいのか、湯野川方面のほうとも兼ね合いを持たせながら、それを連結した形で議論をしたほうがよろしいのか、これは今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、分科会を設けて検討していくということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 取り組み方についてはわかりました。よりよい議論の方向でという部長答弁もありましたので、大いに期待したいというふうに思います。

最後に、市長の見解をお聞きいたします。整形外科診療日に今述べたデマンド型タクシーを運行するということと関連があるのですけれども、この整形外科の診療日が午前中になされれば、非常にこの問題については大きく緩和というか、解消といいますか、そういう方向に行くわけですから、この点とあわせて探求して行ってほしいと、こう思っております。これについてのご見解をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ちょっと工藤孝夫議員に誤

解があるのではないかなと思います。デマンドタクシーにつきましては、薬研・小目名線のほうがこれからそういう形の中で協議を進めているというふうなことでございまして、西通り地区の分科会はこれからつくって行って、そういうものをひっくるめまして協議を進めていこうというふうなことでございますので、その点誤解のないようお願いをしたい。

しかしながら、先般脇野沢のおでかけ市長室がございました。その際に整形外科の診療時間とバスの待ち時間等の部分、このお話がございましたので、私は今下北医療センターのほうに受診者に配慮した診療体制等ができないのかというふうなことで、検討をさせております。これは今午前中にドクターを配置すればいいのではないのかというご提言がありましたけれども、むつ総合病院の診療、非常に多くの患者さんもおるわけでございます。そういう診療体制を見ながらというふうなことでございまして、非常にドクター不足、この部分もあります。その診療体制も絡んでいるわけでございますので、今の段階でただちにそうするというお答えをすることはできません。しかしながら、おでかけ市長室の中で出ましたご意見、その部分はしっかりと検討をさせておりますので、その点でご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） きょうも同僚議員の質問に答えておりました。新政権はコンクリートから人へと言っているけれども、地方にとって果たしてそう短絡的に言っているのかどうかということを考えると、市長はそういう答弁をされながら、地方、特に地域において、それは考慮していかなければならないというふうな見解を述べておられます。地方、特に地域にあっては、このバスの交通手段、医療施設同様に、これが非常にうまくいかない

いうことになりますと、過疎地域での住民の生活していく基盤、これそのものが失われるわけですから、そういう重大ないわゆる地域行政といいですか、それがかかっている問題だということで、行政としてはそういうところに光をぜひ差し込んでいく方向で頑張っていたいただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○議長（村中徹也） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

午後 3 時 15 分まで暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 5 分 休憩

午後 3 時 1 5 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎横垣成年議員

○議長（村中徹也） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。5 番横垣成年議員。

（5 番 横垣成年議員登壇）

○5 番（横垣成年） 最後のトリを務めます日本共産党、横垣成年です。むつ市議会第202回定例会に当たり一般質問を行います。市長初め理事者におかれましては、前向きのご答弁、よろしくお願いをいたします。

余りにもひどかった自民党政治が終わりを告げ、それにかわる民主党中心の政治が始まって、はや3カ月が経過いたしました。民主党は、後期高齢者医療制度はただちに廃止しますと公約したにもかかわらず、新制度ができるまで廃止を先送りしますと約束を守りません。民主党は、沖縄の県民の意思を尊重し、普天間基地は県外または国外に移設しますと公約したにもかかわらず、日米安保条約のもと、米軍基地はアジアの平和に寄与していると自民党と同じことを言い始め、約束を

守りません。民主党は、官房機密費は必ず公表いたしますと公約したにもかかわらず、公表は相手もあることなのでと、手のひらを返すように公表しない態度に豹変、約束を守りません。

一方、民主党中心の政権は、生活保護世帯の母子加算を復活させ、肝炎患者の救済法案、肝炎対策基本法や原爆症基金法を成立させ、無駄なダム建設の見直しなどに着手いたしました。自民党と同じような体質をひた隠しにしながら、国民向けのポーズはとらなければならない民主党中心の政権は、行き先はどこなのか、かじとりがだれなのか、当事者の鳩山首相でさえもよくわからないまま、よろよろと船出したのであります。世の中思うようにはいかないものとあきらめながらも、国民はしっかりと行き先を見据えております。財界中心でもない、アメリカ中心でもない、国民中心の政治を何よりも求めているのが国民だからであります。

さて、質問の第1点目、釜臥山に建設中のFPS-5レーダーについてです。現在建設のレーダーは、今までのレーダーと違い、余りにも巨大過ぎます。なぜ巨大な建物となっているのでしょうか。今までと何が違うのでしょうか。強力な電磁波を出すとも言われております。影響はないのでしょうか。防衛力の強化とあって、環境、景観、住民に配慮は要らないという時代ではありません。巨大な建物に驚いている市民に市として説明する義務があると思いますが、お聞きいたします。

また、今までのレーダーは釜臥山の稜線に溶け込むような形のものであったために、市民は違和感もなくレーダー基地を受け入れてきました。しかし、現在建設中の建物は、釜臥山の稜線から大きくはみ出し、釜臥山を土台として、まさに踏みつけにして建てられております。巨大な建物が下北のシンボル釜臥山の景観を台なしにしてしまっている現実をどのように考えているのかお聞きい

たします。

質問の第2点目、むつ市の木「ひば」についてです。青森県は、全国のヒバの8割の蓄積量を保持しております。むつ市は、県内で最も大きな蓄積量を保持していると思います。いわゆる日本で一番大きなヒバの産地と言えるのであります。にもかかわらず、なぜ今までむつ市にはヒバを中心とした産業が起こらなかったのでありましようか。そこには、ヒバという最高級の木材への理解は市民にあったが、成長に100年、200年以上かかることがヒバ植林意欲を減退させ、生きているうちに収入を得たいという思いが国の杉植林推進政策と一致し、杉植林一辺倒となってしまった、こういうことがあるのではないのでしょうか。

また、行政としてもほとんどヒバに目を向けることはなく、行政としてヒバ育成という施策を持つことがなかったということに尽きるのではないかと思います。残念なことであります。むつ市は、ヒバ林の最大の産地としての施策を持つべきだと思います。今からむつ市の100年後、200年後の子孫のためにヒバの植林を促進すべきではありませんか。市として何か考えているものはあるのでしょうか。例えばヒバの植林を促すためにも、むつ市独自の施策、苗木への補助金を創設すべきと思いますが、お聞きいたします。

また、日本の三大美林の一つ、ヒバのPR強化と市民への啓蒙についてであります。市民の啓蒙によって、市民がヒバを大切に、そして育て、ヒバを誇りとする地域づくりとなります。ヒバというすばらしい美林が育つすばらしい自然を保持している地域となります。PRによって県内外の方が下北に注目するようになります。そうすると、ヒバの価値がますます高くなり、最高級品で取引される建材となることでしょう。むつ市としてヒバのPR強化と市民への啓蒙を進めるべきと思いますが、お聞きいたします。

質問の第3点目、ひとり暮らしの高齢者などについてであります。むつ市民の住宅用火災警報器設置状況はどうなっているのでしょうか。また、ひとり暮らし高齢者、障害者、難病患者等への火災警報器設置について、今までの市の取り組みはどうだったのか、助成を検討し、火事による被害を最小限に抑える努力をすべきではないでしょうか。身体障害者などに実施しているむつ市地域生活支援事業によるむつ市の取り組み、火災警報器の普及と活用はどうだったのでしょうか。そして、高齢者日常生活用具給付事業として他自治体は高齢者に対し、地域生活支援事業にある電磁調理器、火災報知機、自動消火器の給付を設けております。むつ市は、なぜ給付対象としないのか、高齢者日常生活用具給付事業を設け、火災警報器設置の促進に努め、高齢者、障害者などの火災による被害防止に取り組むべきと思いますが、お聞きいたします。

質問の第4点目、市民体育館の改修についてです。体育館は、建てて何年経過しているのでしょうか。また、壊れている部分はないのでしょうか。今の体育館の状態は、日常使用している市民にとっては使用にたえ得る限界の状態にあります。私も日ごろバドミントンをやり、市民体育館を使用しているのですが、床はゆがみ、ペットボトルが倒れると、ころころと転がっていくほどゆがんでおります。ひどいものです。

陸前高田市は、33年経過の体育館を2億7,250万円改修することになっております。工事内容は、アリーナ床の全面改修、側壁張りかえ、既存の屋根にカバールーフ取り付け、防音、音響、トイレ改修、温水シャワー設置等の改修で2億7,250万円だそうであります。また、市民体育館は原子力災害の避難所ともなっておりますが、避難所として適切な建物の構造となっているのでしょうか。福島県は、原発のたくさんある県であります、

避難所については耐震構造の準耐火構造でできる限り生活面での障害が除去された公共施設とすることが望ましい、このように避難所を指定しております。原子力災害の避難所としてもしっかりとした建物でなければなりません。ただちに改修に取り組むべきと思いますが、お聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在建設中の新型レーダーがこれまでのレーダーと比べ、あのように巨大なのはどのような違いがあるのか、巨大な建物に驚いている市民に説明する義務があるのではないかとのご質問と承りました。これまでのレーダーFPS-2は昭和55年に配備されており、以来二十数年が経過し、老朽化が進んだことにより時代に見合った高性能なものに更新することが必要であることから、現在新型レーダーであるFPS-5が建設されているところであります。この件につきましては、航空自衛隊第42警戒群司令から概要説明をいただいているほか、本年5月11日発行のむつ市政だよりにおいて、「航空自衛隊大湊分屯基地からのお知らせ」として広報を行っております。それらの説明によりますと、新型レーダーには新たに弾道ミサイルの探知・追尾機能が付加されているということであり、その点がこれまでのレーダーと最も大きく異なる部分であると認識しているところであります。

また、市民に説明する義務があるのではないかとのことですが、平成20年6月のむつ市議会第196回定例会において工藤孝夫議員からのご質問にもありましたが、議会において意見が集約され、説明会の要請があった場合には第42警戒群のほうに交渉させていただきたいとお答えしているところ

ろであり、現在もそのスタンスは変わっておりませんので、この趣旨でご理解賜りたいと存じます。

次に、景観という側面からのお尋ねでございますが、ことしの夏ごろから市街地から見ても、その巨大な構築物が組み上がっていく様がまさに手にとるようにわかり、少し下がったところにある展望台と比較しても、その大きさは際立っていると言えます。市民の多くの方が違和感を覚えておられることも無理のないことと考えております。ただ、平成10年には弾道ミサイルとおぼしき飛翔体が発射され、私たちの頭上を飛び越え、太平洋上に落下し、ことしの春にも再び飛翔体が発射されていることは皆様ご承知のとおりです。このような現実を踏まえたとき、飛翔体をいち早くとらえ、その経路や予想到達地点等を即座に把握することが私たち国民の安全を守るという国の責務の一つと認識しており、むつ市民のみならず、県民、国民のためのレーダー建設と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、人体への影響や電波障害についてのお尋ねについてであります。これも5月11日発行のむつ市政だよりにおいて、レーダーの電磁波などによる人体への影響やテレビ、ラジオに対する電波障害はありませんとお知らせしているところであります。これにつきましては、電波法第30条及び電波防護指針に適合するように、人体への影響が及ばないよう措置するとのことで説明を受けておりますし、また電波障害につきましては自衛隊法第112条に従い、テレビ、ラジオ、携帯電話等の運用を阻害するような混信が起こらないように総務省との調整を行ったうえで電波を使用することによって説明を受けておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、むつ市の木「ひば」についてのご質問にお答えいたします。まず1点目のヒバの苗木の補助金創設についてであります。ことしむつ市は市

制施行50周年、合併5周年を迎え、記念すべき節目の年に当たり、市を象徴する新たな花、鳥、木が制定されたことから、本庁舎地内、各庁舎地内にむつ市の花ハマナス及びヒバの苗木を、地域の未来を担う子供たちとともに記念植樹したところでもあります。

議員ご承知のとおり、下北地域は古くからヒバの一大産地であり、ヒバの積み出し港として地域の発展に大きく貢献してきた歴史がありますが、年々その産出量は減少し、現在ではヒバ材は貴重なものとなっております。

ヒバ材産地としてのむつ市の現状を見ますと、青森県内には全国の8割に当たる1,284万立方メートルに及ぶヒバが蓄積されており、この中で下北半島には2万2,377ヘクタールのヒバの森林が存在し、さらに当むつ市には1万5,719ヘクタール、409万立方メートルのヒバの資源があるとされています。しかしながら、これらのほとんどが国有林であり、現在では計画伐採により資源を守りながら産出されているもので、平成19年度の実績では8,358立方メートルの伐採材積があり、貴重な木材として出荷されているものであります。

一方、民有林においては、森林簿によりますと、52ヘクタールのヒバの単層林がありますが、そのほとんどが樹齢が3年から15年の幼齢木で、木材として活用するにはこれから長い年月を要することとなります。

また、むつ市の民有林でのヒバ植林実績は、平成16年度から平成20年度までの5年間で8.35ヘクタール、約2万本が植えつけられています。ヒバは伐期に達するまでには長い期間を要し、産業としての効果は一朝一夕ではあらわれないところではありますが、ヒバは耐久性や抗菌性、防腐性にすぐれ、加工品や建築材としての資源として期待が持てることから、その価値を未来への財産として引き継ぐためにも、森林所有者の方々へは補助

制度の周知を図り、活用をPRするとともに、今後の支援策については現行の青森県民有林野造林補助事業等の補助制度を精査しながら、どのような支援策が必要か研究してまいりたいと存じます。

次に、2点目の日本の三大美林ヒバのPR強化と市民への啓蒙についてであります。ヒバは、根を強く張り、真つすぐに伸びた幹は堂々とし、冬の寒さにじっと耐えるかの姿は下北の地にはぐくまれたたくましい力が秘められているように感じられるとともに、ヒバ材は耐久性や木目の美しさなどからすぐれた建築資材として知られ、地域とのかかわりも深く、市民に親しまれ、愛着を持たれております。また、青森ヒバにはさまざまな効能があると古くから言われ、その源はヒバ油にあるとされており、強い抗菌作用とともにヒバ材を使った家にはシロアリなどの害虫が寄らないと言われるほど殺蟻性もあることが証明されており、このような特性から、社寺仏閣などの重要建築材としても使用されてきたのはご承知のとおりであります。

市では、このような特性を持つヒバを市の木として制定いたしました。広く市民の皆様へ周知を図り、市民が誇りと自信を持ってむつ市を市内外にPRできるよう地域を挙げて子供のころから自然を守り育てる心をはぐくむ取り組みが必要であると考えているところであります。このことから、市民の方々が行うヒバの植樹活動を支援するとともに、市有林で杉等の伐期を迎えている林地の伐採後の活用策として、市民とともにヒバを植林し、市民の親しめる森としての整備を進めることにより、市の木でありますヒバを身近に感じ、市民が誇りを持って後世に引き継ぐことができるよう、その方法を検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、ご質問の第3点目、ひとり暮らしの高齢

者等についてお答えいたします。まず、住宅用火災警報器の設置状況と助成についてであります。住宅用火災警報器の設置状況につきましては、平成18年6月から消防法の改正により設置が義務づけられたことから、以降半年ごとに各消防署でアンケート調査を実施しております。その結果によりますと、実際の設置数につきましては、アンケート調査ですので把握できませんが、市全体の設置率は約80%と推定されるとのことです。なお、ひとり暮らしの高齢者の方や障害者、難病患者の方々のみについての調査はいたしておりませんので、ご了承いただきたいと存じます。

次に、今までのむつ市の取り組みと助成は検討したのかというお尋ねですが、このことにつきましては、平成9年度から平成17年度まで寝たきり老人日常生活用具給付等事業として助成しておりました。この事業は、次のご質問の高齢者日常生活用具給付事業の充実についてと同一の事業となりますので、あわせてお答えすることをご承いただきたいと存じます。

これは、虚弱な高齢者の方々等日常生活を営むことに支障がある方を対象に電磁調理器や火災警報器等の日常生活用具の給付または貸与を行うという事業ですが、火災警報器は長年給付の実績がなく、他の品目につきましても実績が少ないことに加えて国庫補助対象外となったことから、平成17年度で事業を廃止したものであります。また、県内9市の事業実施状況を見ましても、八戸市及びつがる市以外は当市同様事業を廃止または未実施という状況でございます。

また、生活支援事業の普及と活用はどうなったのかというご質問でございますが、この事業は障害者自立支援法に基づく国及び県の補助対象事業となっており、障害者の方々等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援している事業でありまして、その中の日常生活用

具給付等事業において火災警報器の給付を行っておりますが、平成18年度から現在までのところ給付実績はございませんでした。

制度の周知につきましては、障害者となられた方にはご相談にお越しになられた際に窓口において諸制度のあらましとしてガイドブックを手渡し、説明をいたしております。なお、ひとり暮らしの高齢者に対する火災警報器の助成については、市では実施しておりませんが、むつ市社会福祉協議会では平成19年度から住宅用火災警報器設置事業として、住宅用火災警報器の設置を希望する方に取り付けをしており、今年度の配分20台につきましても、これからの作業になるということでもあります。

また、先ほど申し上げましたアンケート調査結果からは、既に8割の世帯が設置済みというデータが出ておりますことから、今後の動向を見ながら対応してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

市民体育館については、教育委員会より答弁いたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 横垣議員の市民体育館の改修についてのご質問にお答えいたします。

むつ市民体育館は、昭和51年に建設され、昭和52年にあすなろ国体の女子バレーボールの競技会場として使用されたことは周知のところでありませぬ。本体育館は、これまで体育、文化活動にと多くの市民に利用されてきておりますが、築33年が経過し、老朽化の進行に伴い、各部所にゆがみが生じている現状にあります。

その現状の主なものを申し上げますと、2機ある暖房機のうち1機は使用不能となり、現在他の暖房機器リースによるジェットヒーター2機により対応している状況にあります。また、特に床に

つきましては、議員ご指摘のとおり、5センチメートル以上の傾きとゆがみがあり、利用者にはご不便をおかけしているところでもあります。しかし、全面改修することになりますと多額の改修費が必要となります。午前中にも浅利議員のご質問にお答えさせていただきましたが、現在教育委員会では子供の安全、安心を最重要課題として学校の耐震改修、危険校舎の改築に取り組んでいるところであり、体育館の改修につきましては、合併後の各地区の体育施設の状況等を総合的に検証しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、市民体育館が原子力災害の避難場所として適切かとのご質問についてであります。市民体育館は耐震対策を講じていないことから、地震に対しては不安が残りますものの、そのほかの大震災、原子力災害等に対しては、避難場所として十分に機能するものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 順を追って再質問させていただきます。

まず、レーダーについてであります。市長の感想をお聞かせ願いたいのですが、とにかくあいう巨大な建物になったということで、市長はまずどのように感じられましたでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） でかいレーダーだなと思いました。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 市民は、それ以上に何かすごく感じ入っているものがあるのです。市長は、ただでかいというだけの感想で終わりだったようではありますが、やはり市民の中には、私も小さいころから見てきて、今までは稜線を壊さないものでしたから、とにかくどこにいても釜臥山が

下北にいると見える、きれいな山だなと思っていたけれども、そういうふうに親しんだ山から、ぼんと出てきたものですから、かなり心を痛めているという。ふるさとの大切な山がああいう形になってどうなのだろうなというふうな形でかなりがっかりしている市民がいるし、私もそう思うし、そういう声をたくさん聞いております。まず、このことを市長にはお伝えしておきたいなというふうに思います。

さて、かなり強力な電磁波を出すレーダーということで、先ほど市長も電磁波を出すということで、それなりに障害はありませんが、人体、また電波障害がないように運用するとかというふうな答弁をしたのであります。これは、答弁が何かはっきりしなかったもので、再度確認させていただきたいのですが、強力な電磁波を出すのですが、実際何も問題がないものなののでしょうか。この電磁波というのは何なののでしょうか、どういうものなののでしょうか、ちょっと教えてもらいたいのですが。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 電磁波は、私わかりません。ただ、その電磁波などによる人体への影響やテレビ、ラジオに対する電波障害はありませんというふうなお知らせをいただいておりますし、その部分で市政だよりに広報させていただいております。電磁波の詳しい内容は、わかりません。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） この電磁波について、国会でやりとりしているのです、市長。高橋千鶴子国会議員がこの電磁波の影響はないのかということで、これXバンドレーダー、車力につくられるこのレーダーの影響はないのかと。それに続いて大田さんとかという方がこの釜臥山のFPS-5についての影響はないのかということを知っているのです。そうしたら、国会の質問主意書の答弁では、電磁波の影響としては一般的には電波干渉や

発熱効果が考えられると答えているのです。何も影響ないと答えていないのです。こういうレーダーが展開される場合においては、政府としては他の無線局の運用を阻害するような混信を防止するとともに、人体に危害を及ぼすことのないよう必要な措置をとる考えであると。これは国会の中の質問主意書の答弁に書いてあるのです。だから、影響はあると言っているのです、市長。そういう意味では、こういう事実をやはり地元の自治体としてもしっかりとらえて、市政だよりは影響はないというふうに書いたみたいですが、訂正して、この部分は再掲載する必要があるのではないですか。そういう意味ではその広報を出しているわけですから。市長、どうでしょう。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 国会での質問主意書のそのやりとりは、今初めて聞いたわけでございますけれども、影響のないように措置をするというふうな、たしかそういうくだりがあったわけですので、影響のないような措置をされて影響がないというふうなお知らせをいただいているわけでございますので、ご理解いただけるのではないかなと思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 先ほど市長は、影響はないから大丈夫だという答弁をしましたよね。影響がないと言いましたよね。この書き方は違うのです。影響がないよう運用する。それはそうでしょう。影響があるものなのだから、電磁波というのは。市長は、電磁波について何も知らないとかということをしたのですけれども、電子レンジも、電磁波で熱を出しているのです。なぜそういうふうな熱を出すかという、 $H_2O$ 、水の分子を刺激するのです、電磁波というのは。だから水分が蒸発している。そして、熱を持つと。例えばこの強力な電磁波が飛んでいる鳥、飛ぶ鳥です、これを

ずっと追いかけていけば、多分鳥は落ちると思います。内部の水分がどんどん蒸発してしまうから。というものなのです、市長。だから、何も影響がないわけではないし、またそうならないように運用するという答弁なのです、市長。わかりますか。

しかも、この車力に展開するXバンドレーダーは、Sバンド、Lバンド、Xバンドと色々な電磁波の周波があるのです。我々のテレビとかラジオは、これは短波とか長波を使っていますが、それ以上の周波数の低いのをSバンド、Lバンド、そしてまたXバンドという順番で使っているのです。Xバンドの電磁波は波長が長いのです。長い電磁波を出すと遠くまで飛ぶのです。だから、車力のXバンドは大体5,000キロまで飛ぶと言っています。それを補佐するために、市長は弾道ミサイルを追跡するためにFPS-5に強化されたと言いましたが、それはそのとおりなのですが、ただ車力のXバンドと共同したレーダー施設になっているのです。波長が長い電磁波を出せば出すほど、逆に細かい部分をとらえられないのです、波長が大きいから。それで、Sバンド、Lバンドという波長がもっと短いものだから、もっと細かい物体でも追跡できる。しかし、遠くには飛べない、大体2,000キロとかと言われてはいますが、だから、まず5,000キロから発射されたミサイルをとらえて、2,000キロぐらいになったら、今度釜臥山のレーダーでとらえて、それで追跡していくというふうな形で一体の施設になっているのです。だから、2,000キロまで飛ぶ電磁波ですから、物すごく強力な電波を出さないとあっちまで飛ばないです。だって、テレビの放送、VHF、UHFあるけれども、あれ青森県内ぐらいでしょう、1つのアンテナで、遠く飛んでも。ところが、ああいう波長の長い電磁波だと2,000キロ、5,000キロまで飛ぶ。すごく強力な電磁波なのです、市長。そういうことを市民に教える必要

があるのかなと私は思っているのです。こういう危険なものなのです、前提として。いいですか。そういう危険なものだということで、きちっと市長も調べて市民に教える必要があるのではないですかと聞いているのです。どうですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 何か今物理の授業を受けたような形で、全く私物理、そういうふうなものはわかりませんでした。大型の電子レンジがあそこについたのかなと、文化系の考え方からすると、そういうふうな思いをしておりますけれども。しかしながら、よくガメラレーダーという表現もされておりますけれども、先般ある国から飛翔体が飛んできたときに、誤報というのですか、誤認知というのですか、そういうふうな形でまず第1報がなされました。あのとき皆さん、本当に我々国民は、テレビであの状況を見て、大変な事態だなと、こういうふうにして注目をしていました。第1報は、そういう意味では誤探知というのですか、誤認知というのですか、そういう形でしたけれども、その際にたしか千葉県だったでしょうか、同じレーダーがあると。そうすると、千葉県周辺の鳥は、もう全滅しているのかというふうな、いかにも不安をおおるような形の表現をされているというのは私はいかななものかと、このように思いますし、ここで自衛隊のほうから、また国のほうからレーダーの電磁波などによる人体への影響、テレビ、ラジオに対する電波障害はありませんというふうなこと、それはないように措置をしていると思うのです。それ今初めて聞きましたから。ですから、そのためにしっかりと設計をされて防護していくのだらうと、そういうふうな見方だと思います。電子レンジも、例えばドアがなければ危ないものだなと思っておりますけれども、そんなところはどのなのでしょう。よくわかりません。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） だから、防衛省の方が説明に来たときに、市長自身が何も知識がないものだから、ただ強化される、そうすればいいものだと、そういうふうなイメージ、ただ説明を聞いていたというのが実情なのでしょう。今聞いて、何も電磁波のことをわからなかったわけですから。

そして、このレーダーのまた重要なところが、答弁にもありましたけれども、弾道ミサイル、これを追跡するために強化された。市長、この弾道ミサイル、どこから飛んでくるのでしょうかね。弾道ミサイルというのは、これ何ですかね。やはりいろいろ何か珍しいものを建てられると、調べなくてはいけない。これを調べるのが自治体の仕事ではないですか。何かいいものができた、何か立派なのができた、ああ、いいななんてただ思っていて何も知らないのでは、やはりこれまずいと思いますよ、市長。弾道ミサイルというのは何ですか。どこから飛んでくるのですか、市長。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ある国から飛んでくる弾道のミサイルだと思います。弾道ということは、よくその表現はわかりませんが、そのところはプロであります横垣議員、今ご説明をいただきながら答弁をさせていただきたいと、このように思います。我々国民とすれば、弾道ミサイルという表現、この弾道って何だろうかと、ではミサイルって何だろうかと、こういうふうなところはなかなか知り得ないところが多くございます。また、あの建物自体の内容を知るべきだというふうなご趣旨のご発言もございましたけれども、やはりあれは国家機密、防衛機密という非常に大きな私たち国民を守ってくれている、守らなければいけないという形で設備されているものと、このように私は思っております。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 守るのであれば、幾らお金を

かけてもいい、景観を台なしにしてもいいと、そういう発想が見えますけれども、この弾道ミサイル、どこから飛んでくるかわからないものなのですよね。でもそういう設備はそこにつくる。どこから飛んでくるかわからないでつくるというのは、かなりそこに費用対効果で無駄なものではないですか。

しかも、弾道ミサイル、市長、どのぐらいの速さで飛んでくると思いますか。昔はソ連のICBM、これ秒速8.5キロ、時速にして3万600キロなのです。ということは、1分間に大体500キロ以上飛ぶのです。弾道ミサイルをFPS-5で2,000キロ先で発見したとしても、4分後にはもう日本に着いてしまうのです。これどういう形で防衛しようとしているかという、パトリオットミサイルで迎撃するわけですね。これ大体1基5億円ですけれども。パトリオットミサイル、飛ぶのが大体20キロ。イーゼス艦のSM-1、これ大体30億円ですけれども、これで迎撃するのです。ところが、弾道ミサイルは高さ300キロから落ちてくる。SM-1イーゼス艦から打ち上げたロケットは200キロしか飛べないのです。届かないのです。これで迎撃するというのです。ところが、パトリオットミサイル20キロしか飛ばないけれども、それこそ20キロを何秒で来ますか。3秒で届いてしまうのです。その3秒の間にパトリオットミサイルの照準を合わせて云々と、市長、そういうとんでもない施設がここにつくられたということを知らなくてははいけません。大変漫画にかいたような、ああいうのに200億円です、かかった費用が。あなたが好きな費用対効果、全然。迎撃するにも使いものにならない。そういう弾道ミサイルを探知する機能を備えたレーダー。しかも、もしそれがなければ、前のああいう小さなレーダーで済んだのです、何も探知機能を増強しなければ。前のレーダーをただ更新すれば、あの釜臥山

はそのままでみんなに受け入れられた、そういうレーダーであるのです。そこが違うから、自治体の長としてはきちんと調べて市民に教える必要があるのではないですか、そこら辺も含めて。どうですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 非常に軍事マニア的な部分で、その知識が正しいのかどうかはわかりませんが、そういうふうなことで研究をなさったようございまして、その部分には敬意を表したいと、このように思います。

どんな速さかということでございまして、さまざま時速、秒速というふうなことがございましたけれども、私の感想では、弾道ミサイルは目にもとまらぬ速さで来るだろうと、こういうふうな感覚を持っております。

また、今のレーダーは迎撃不足というふうなことのお話もございましたけれども、迎撃不足というご認識を持たれるのだったら、私は国としては迎撃に対応できるようなもっともしっかりしたレーダーをつくって、国民の生命と財産を守るために国の役割を果たしていただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 市長がそういう考え方でもし総理大臣になれば、軍事費はどんどん上がっていきますよ。どこで歯どめをかけるかというのが、それこそ費用対効果、あなたが好きなそういうことではないですか。そういう意味では、これはレーダー基地の、いわゆるアメリカのMD、ミサイル・ディフェンスというのですけれども、ミサイル防衛の一環としてつくられているのです。これも本当かどうか疑っているみたいですから、市長、調べてください。もし間違っていたら、私は後できちっと訂正しますから。その一環としてつくられておりますから。しかも、ミサイルをきちんと



スの部分で、ハワイ沖で迎撃が成功した例もあります。しかしながら、なかなかその確度、精度というふうなものはまだまだ不足しているわけです。そのために全国に、国民の生命と財産を守るためにこのガメラレーダーをこれから下甕島、佐渡島、下甕島は多分できていたのではないかなと思いますけれども、全国4カ所、そういうふうな形で計画されておりますし、そのモデルとなっているのが先般飛翔体が飛んできたとき誤認をいたしました、誤認というよりも、その流れの連絡網の中で誤報が出されたああいうふうな形で。しかしながら、次飛んできたときには、そのレーダーがしっかりと把握をして、そして国民にJアラートを通して通達、通知され、しかしそれはやはり何分かで、向こうの国から飛んできて、4分で着弾しますよと言いながらも、国家としては、やはりしっかりと国民の生命、財産を守るのが国のあり方であるし、それを支えているのが自衛隊であると。私は自衛隊がこの地において、国民の生命と財産を守る、海上自衛隊は北の海域を全部守る、そして第42警戒群にそういうふうな形でレーダーがつくられ、国民の生命と財産をレーダーでキャッチするという施設があるということを誇りに思っています。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） やはり市長が平和市長会議に入らない理由がよくわかります。そういうもっと精巧なものをつくればいいという発想だったら、日本は平和憲法9条を持つ国です。あなたは、平和市長会議に入らないけれども、行動でこれから示すことができる、そういう発言をするのであれば、全然だめではないですか。防衛力をもっと強化せよということですから。平和憲法9条というのは、戦争をしないということを宣言した国だから。そういう立場では、防衛力はなるべく強化しないという立場でやはり市長は運営するべきだと

思います。

もうあなたの考え方はわかりましたから。

次に、ヒバの問題に移りたいと思います。市長、もっと本当にこのヒバ、答弁にもありましたように、ヒバの大産地なのです、このむつ市は。だから、民間ではまだ20年物しか育っていない。ぜひとも私は、森林組合に聞くと、今ヒバ1つ420円だそうです。いろんな補助をもらえば340円まで下がるみたいですけれども、できれば1本当たり苗木200円の補助をぜひ出して検討してもらって、例えば年間100万円の予算で1本200円の補助をできれば出してもらいたいのです。そうすると、その100万円で5,000本、10年たてば5万本、100年たてば50万本、こういうふうな形で民有林でもヒバがふえていくのです。そうすると、100年後、その5,000本のうち出荷できるのが、例えば2,000本出荷できるとすれば、今現在ヒバはどのぐらいで取引されているかという、これは直近の今月、12月9日の売買の様子ですけれども、中には直径66センチの8メートル物で77万円、消費税含んで80万9,508円で売られているのです。すごいでしょ、80万円。杉は幾らいい木でも500円になればいいとかと言われてはいますけれども。80万円で取引されている。いろいろいい木、悪い木があるので、4メートル物の50センチの直径で、大体15万円ぐらいです、平均すると。ですから、4メートル物も3本ぐらいとれるとすると45万円、それ以外も売れば、大体1本50万円ぐらいで今は処理されているかなというふうに考えれば、2,000本、100年後も50万円かどうかわかりませんが、もっと私は高くなっていると思います。でも今のこの値段で考えたとしても、2,000本を出荷すると、10億円のお金がむつ市に入るのです。それがもう毎年毎年10億円か20億円、30億円とふえていく。そういうものですから、ぜひ市長、補助金創設できないでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員には珍しく利殖法のご提案がございましたけれども、今現在むつ市では市民の皆さんが行うヒバの植樹活動を支援していき、市有林で杉等の伐期を迎えている民地の伐採後の活用策として市民とともにヒバを植林し、市民の親しめる森としての整備を進めていきたいと、このように思っております。200円とか云々というお話がございましたけれども、それについてはお答えは今差し控えさせていただきます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） あと何分もありません。

PRの件ですけれども、これは平成4年の会議録を見ると、我が大先輩の新谷昭二さんが巨樹、むつ市の大木、きちんと調査しなさいと何か国のほうから来たみたいで、むつ市にもあるみたいですね。代官山のコウヤマキ、横迎町のイチョウとか、水源池公園のヒバとかもなっているのです。ぜひこのPRには、むつ市内にもそういうすばらしいヒバの木があるので、こういうのをぜひいろんなパンフレットに利用して、PR強化してもらいたいし、そういう大きいヒバはむつ市ではどこにあるのかというのもぜひ市長、調査して、PRの強化に努めてもらいたいのですが、いかがでしょう。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ヒバの木のPRは、この議場もヒバを多く使われております。横垣議員は庁舎移転については反対いたしましたけれども、この議場に入りますと、ヒバの香りがいたします。それだけこの新庁舎をヒバのPRの場面と考えていただいて、横垣議員ともどもPRをしていただければありがたいと。多くの市民の皆さんにこの議場に、そして市役所の中に入っただけならば、ふんだんには言いません。予算の制限がござい

ましたので、ふんだんには言いませんけれども、少なくとも議場の中ではヒバを大いに使わせていただいていると、これがまた大きなPRになるのではないかと、このように思います。

また、巨木、巨樹の件ですけれども、非常に多くの木がございます。さまざまな種類がございます。これは、今横垣議員がお話した部分以上にもっともっと年齢の重ねている巨木があります。その巨木は大畑のおぐりだとか、それから西通りのイチョウの木だとか、ヒバに限らずそういうふうな巨木、巨樹がございます。全国に千年の会というのがございます。要するに屋久杉が1,000年たっていると。そういうふうなところで、さまざま、この巨樹をツアーで楽しみましようとか、自然に親しみを持って、その歴史を振り返ってみるといふ会もございます。そういうふうなところも私は視野に入れてPRをしていきたいと、このように考えております。それ以前に、我々のこのふるさと、むつ市、下北で産出したヒバ、こういうものがこの議場に使われていると、横垣議員の反対なされた新庁舎の中で使われているということもPRもしていただければなと、このように思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 本当にこのむつ市にもこういうすばらしい巨樹、巨木があったのを、私もこの会議録を読むまでは余りよくわからなかったのですが、このときの答弁で代官山のコウヤマキ、横迎町のイチョウ、それこそ恐山街道のアカマツ、恐山街道の一本杉、あと大湊小学校のところの一本杉も挙げられていますね。あと二又のイチイ、奥内のカシワノキ、それこそ川内の銀杏木のイチョウの木ですか、本当にそういうのをこの当時の答弁ではどういうふうな管理の仕方をするか、これから検討していきたいとかと言っているのですが、実際どうなのでしょう。こちら辺の市の今ま

での取り組みというのはどういう状況にあったのでしょうか。ちょっとそこを確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私も現場を見ております。すべてとは言いません。例えば川内の溪流沿いにあります銀杏木のイチヨウの木、ああいうところはしっかりと保護され、そして掲示板を抱え、その掲示内容についても歴史的な部分も表示されております。そういうふうなものはしっかり守らなければいけない。また、菓研の国設野営場、先般の錦橋が劣化して、錦橋を議会ともども営林局のほうに要望して、そして錦橋が完成いたしました。国設菓研野営場の奥におぐりの木という大きなまた巨木の銘木がございます。それは地域の方々、澤藤議員を中心としたさまざまなボランティアの方々のお力をいただいて、しっかりと掲示もされておりますし、保存がされているというところで。

例えば田名部地区に大きなイチヨウの木があります。かつて江戸時代は寺子屋があったあの地域にありますそのイチヨウの木は民有地の中にあります。だけれども、それはかつて斗南藩が成立したときに、あの木を多分柴五郎だとか柴四郎だとか、柴兄弟が眺めたであろうと、そういうふうなところはしっかりと私たちは後世につなぐものとして巨樹、巨木は守らなければいけない。私は防衛問題、国政の問題については横垣議員とはスタンスが違いますけれども、先ほど憲法9条の問題が出ました。これは、本当は大いに議論したいところでありましてけれども、一般質問は市政一般事務についてでございますので、避けます。そういうふうなところはそれとして、しかしながら横垣議員、巨樹、巨木は守らなければいけない、後世にしっかりと伝えるのが私たちの役割であると。そして、市もさまざまなボランティアのお力

をいただきながら、また管理をするところは管理をしてやっているということでご認識をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。12月14日及び15日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、12月14日及び15日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、明12月12日及び13日は休日のため休会とし、12月16日は付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議、各常任委員会の所管事務継続審査について及び農業委員会委員の推薦を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時16分 散会